

第1日目（2月25日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。ただいまから平成31年3月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため午後早退の届けが出ておりますので報告いたします。また、新潟日报社より写真撮影の願いが出ていますのでこれを許可します。

〔午前9時30分〕

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議席番号18番・黒滝松男君及び議席番号19番・関常幸君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る2月15日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付した会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は、本日2月25日から3月15日までの19日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日2月25日から3月15日までの19日間と決定いたしました。

ここで総務部長から発言を求められておりますのでこれを許します。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。毎回貴重なお時間をいただき、大変申しわけございません。今回、議案に誤りがありましたので、議席に配付をさせていただきました。正誤表のとおり訂正をお願いするものが、2議案でございます。お手元の正誤表をお願いいたします。

1つは第6号議案 平成30年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）の10ページでございます。正誤表の下線部のとおり、款の大和病院を「大和病院事業」に、市民病院を「市民病院事業」に訂正をお願いいたします。

2つ目は第13号議案 平成31年度南魚沼市病院事業会計予算の30ページでございます。収入の表、1 大和病院事業収益の目の欄、下線部のとおり4を「3」に訂正をお願いいたします。

続きまして丸正への差しかえをお願いいたしますのは、第22号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてでございます。差しかえ前の議案では、病院事業管理者に関する改正が落ちておりました。このため附則2といたしまして、南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を合わせて改正したいものでございます。

いずれも確認が至らず大変申しわけありませんでした。さらに緊張感を持って間違いのな

いよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、重ねてお詫びでございます。この議場の暖房の設備の調子が悪くて、今、皆様方ごらんのような状況になってございます。大変ご迷惑をかけて申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。以上です。

○議 長 日程第3、諸般の報告及び監査結果報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長施政方針及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 おはようございます。それでは、平成31年3月議会定例会の開会に当たりまして、まずは議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力をいただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意をあらわしたいと思います。また、感謝を申し上げます。

ここで、平成30年の12月定例会以降の経過等につきましてご報告申し上げますとともに、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する私の所信を申し上げます。

はじめに、保健・医療・福祉についてであります。国民健康保険事業につきましては、平成30年度分の保険税の調定額が当初予算の見込みを上回り、収納率も昨年同時期を上回る順調な収入状況となっております。1月に新年度の国民健康保険事業費納付金の本算定がなされ、標準保険税率が示されました。これらをもとに農業所得等の見込みを勘案し、新年度の収支見込額を推計したところ、現行の保険税率を据え置いたまま運営できる見込みとなっております。

病院事業につきましては、大和病院では12月から一般病床のうち6床を地域包括ケア病床に転換し、在宅や介護施設への復帰支援を強化いたしました。市民病院では、4月からの機能強化型訪問看護ステーションの開設に向けて、病院内の居宅介護支援事業所の設置準備などを進めているところでございます。また、国土交通省による国道17号バイパス事業に伴う市民病院駐車場の排水施設の移設工事は、鎌倉沢川の河川占用協議に時間を要しましたこと、また占用条件で追加工事が必要となったことなどにより、予算を繰り越して実施する予定でございます。

保健関係につきましては、12月16日に南魚沼市看護師修学資金貸与制度の選考試験を実施させていただき、新年度からは2名に修学資金を貸与することといたしました。中之島診療所では、空調設備を個別エアコン方式へ改修する工事、これを12月中旬に完了いたしました。平成31年度から平成37年度までを計画期間としております自殺対策計画では、12月19日から1月24日までパブリックコメントを実施し、2件のご意見をいただきました。これらの意見も踏まえながら、年度内の策定に向けて計画の取りまとめを進めているところでございます。

子育て支援関係につきましては、11月から12月にかけて「子ども・子育て支援事業計画」のニーズ調査を行いまして、全体で2,126通、80パーセントの回答をいただきました。現在、

集計また分析作業を行っておりまして、計画策定の基礎資料としてまいりたいと思っております。子育ての駅「ほのぼの」につきましては、12月21日に開設から一周年を迎えたということから、これを記念しまして、乳幼児の月例誕生会とあわせました、一周年記念・誕生会を開催したところでございます。オープン以来、多くの方からご利用いただいております。1月末までの累計の来場者数というのが38,577人、1日平均にしますと114人ということとなっております。牧之保育園については、12月までに駐車場の造成、そして園庭の整備が完了しまして、平成29年度から2か年にわたった塩沢地区の公立保育園の統合事業が完了したところでございます。上田地区の上長崎保育園と下長崎保育園の統合では、12月、また2月に保護者の皆様への説明会を開催いたしました。保護者の皆さんからは、下長崎保育園を大規模改修し、新たな保育園として開園することで同意をいただいたところでございます。今後は具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

福祉関係につきましては、12月に民生委員・児童委員の一斉の改選を予定していることから、現職の委員の皆さんに継続の意向の確認を実施する、それとともに、行政区長に対しまして意向調査を行い、改選に向けた準備を進めているところでございます。

介護保険関係につきましては、今年度が第7期高齢者福祉計画、また介護保険事業計画の初年度というふうになります。2月19日に高齢者福祉・介護保険事業計画検討委員会を開催しまして、計画の進捗状況などについて意見をいただいたところでございます。

次に、教育・文化についてであります。この4月に開校します、おおまき小学校につきましては、4月10日の開校式・入学式に向けた準備を進めています。上田地区小学校統合協議会につきましては、新しい校章、また校旗や校歌について、関係する部会による選定の作業が続いています。

普通教室へのエアコン設置の工事につきましては、1月30日に施工する業者が決定しておりますが、授業のある時間帯に工事がなかなかできないために、年度内の竣工というのは困難であります。よって、予算を繰り越して6月末には稼働できるよう、学校現場との調整を図ってまいりたいと考えております。

ことし9月15日から11月30日にかけて、第34回の国民文化祭・にいがた2019、これは兼ねておりますが第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会、この開催が新潟県で初めて開催をされることになっております。この大会のPR、また気運の醸成のために、県内の全30市町村を巡回する国民文化祭大会旗——大会の旗です、このリレー展示が行われております。当市も1月18日から25日まで市民会館の1階ロビーでの展示を行いました。今後も大会の成功に向けて準備を進めてまいります。

スポーツ施設の整備につきましては、南魚沼市トレーニングセンターの温水シャワーの設置工事が12月に完了いたしました。また、モンスターパイプは、1月25日から今年度の営業を開始でき、火、水、木曜日にはナイター営業を行っております。

2月4日から7日までの当地域で行われました第56回全国中学校スキー大会につきましては、関係者の皆様のご協力により無事終了することができました。ちょっと飛んでしまい

まして書いておりませんが、中国のナショナルチームが今回、もう終わっているのですけれども、モンスターパイプで練習を行ったということで、また一步、前に出ているのかなという思いがしております。

次に、環境共生についてであります。可燃ごみ処理施設の脱硝装置触媒の機能低下の問題につきましては、10月下旬に触媒の半分を交換し、仮復旧で対応しておりましたが、12月下旬に残りの触媒も交換することができ、本復旧が完了いたしました。これに伴い、魚沼市、また及び小千谷市へのごみの処理委託、こういったものが12月末をもって終了しておりますので、ご報告申し上げます。

ちょっと、あと記載がございませんが、これをちょっと申し上げます。金城の里の休館についてであります。南魚沼市可燃ごみ処理施設の付属施設と位置づけられております温浴施設、金城の里について、水質検査の結果、基準を超えるレジオネラ菌及び大腸菌が検出をされたために、2月22日の金曜日から当分の間、休館をすることといたしました。早急にこの除菌、洗浄等の対策を講じまして、再検査を行った上、安全性を確認させていただいた上で、営業再開を図ってまいりたいと考えております。ご報告申し上げたいと思います。

新ごみ処理施設の整備につきましては、11月下旬から1月下旬にかけて2巡目の集落説明会を実施いたしました。しかしながら、平成30年末において周辺集落の同意を得ていないということから、地域計画の提出というふうには至らず、新年度からの国の交付金を活用した事業実施は困難な状況となっております。

地盤沈下対策につきましてはであります。12月28日に年末の寒波が予想されたために、今シーズン初の地盤沈下警報を発令しました。その後1月24日にも連続した降雪により急激な水位低下が懸念をされたため、この同じ、同警報を発令させていただき、ラジオ及び広報車で一層の節水を呼びかけたところであります。3月中旬には、地下水の採取に関する条例改正後初となる水準測定の結果が公表されるということになっておりまして、その結果を注視してまいりたいと考えているところでございます。

次に、都市基盤についてであります。この冬は11月23日に初降雪がありまして、その後12月9日からの降雪により市内一円で機械除雪を行っています。今シーズンは降雪量、積雪深ともに過去10か年平均を下回っておりますが、まとまった大雪ではなく、平均した降雪が続いてきたということから、1月末までの機械除雪委託料の合計は、6億898万円となっております。国の平成30年度補正予算によりまして、市の社会資本整備総合交付金の道路事業に1億980万円、国費では6,277万円の配分がありまして、除雪費を除く当初の配分額と合わせて13億1,019万円、国費では6億8,669万円の事業費となっております。

国土交通省の直轄国道事業では、国道253号八箇峠道路にゼロ国債で1億円の配分がありましたので、円滑な事業の実施に協力をするとともに、今後も早期全線開通に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

直轄砂防事業についてであります。補正予算で7億5,400万円、ゼロ国債で1億8,000万円の事業費の配分がありました。安全な地域づくりのため、事業の推進に取り組んでまいり

ます。

水道事業につきましてです。老朽化施設の更新を計画的に進めておりまして、蟹沢配水池の改築工事が完了をいたしました。今後は、上田配水池の更新工事を進めてまいります。また、管路については、漏水の多い路線の布設替工事を重点的に実施し、有収率の向上に努めました。また、現在、浄水場の延命化を考慮した事業計画及び財政計画の見直しを行っております。経営戦略の改定版につきましては、3月中に公表する予定でございます。

下水道事業についてであります。新年度からの企業会計移行に伴うシステム導入が完了し、企業会計での予算を編成したところであります。企業会計移行に伴って、特別会計は平成31年3月31日、これをもって平成30年度を打ち切り、決算を調製することになります。

国土交通省の補助を受けて実施をしている官民連携の可能性の調査及び広域連携の可能性調査、これにつきましては、順調に進捗をしています。検討結果がまとまり次第、産業建設委員会に報告をする予定でございます。

次に、産業振興についてであります。平成30年産米については、魚沼地域の作況指数は97「やや不良」となりまして、10アール当たりの予想収量は515キログラムとなりました。品質の面では、早い梅雨明けによる水不足、また異常高温、また相次ぐ台風による倒伏などの影響によりまして、管内JAによる検査実績でのコシヒカリの1等米比率は、約77パーセントというふうになりまして、昨年を大きく下回る結果となっております。

農地中間管理機構を通じた農地の集積については、約64ヘクタールの貸し付け実績となりまして、昨年を10ヘクタールほど上回りました。今年度は、地域での農地の集積に交付される、地域集積協力金に該当する地区が、初めて複数となります8地区となり、地域内での農地の集積が進んできたものと考えているところであります。今後も地域の担い手への効果的な集積・集約化が図られるよう、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

観光振興についてであります。12月下旬から順調な降雪により、年末年始の入込客数は10万9,900人、対前年比では102.47%。1月末までの入込客数は51万9,640人、対前年比では105.94%となりました。また、今年度からは地方再生計画の認定を受け、取り組んでおります「雪の聖地「南魚沼」へ来らっしゃい！南魚沼ブランドで進める産業振興プロジェクト」。これについては、雪国観光圏で進めている日本版DMO事業と連携をし、南魚沼市観光協会を推進母体として、3年間でブランド観光地域づくり、また観光地経営基盤整備を進めているところでございます。

商工振興についてであります。若者の当市への関心度や移住の意識、また、U I J ターンの意識を向上させることを目的として、12月25日から31日まで年末、フラール株式会社と協働によりましてI T インターンシップを開催しました。このほか、地域資源のブランド力の強化への取り組みとして、市内農業事業者、製造業の皆さん、そして飲食業者の皆さんを対象に、「「売り場」を取りに行くための企画講座」という講座を開催しております。3月に内覧会、いわゆる商談会というようなものですが、これを予定しております。今後も各産業が連携しやすい組織づくり、また販路開拓を見据えた商品づくりを進めながら、引き続き南魚

沼ブランドの強化を図ってまいりたいところでございます。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。行政改革については、行政改革推進委員会を開催し、アクションプランの今年度の取り組みについて外部評価をいただきました。また、庁内における事務事業の点検と見直しの結果、新年度から3つの新規アクションプランに取り組むことといたしました。引き続き、行政改革大綱の実現に向けて、具体的な事務事業の見直しと改善を進めてまいります。

移住・定住促進の取り組みにつきましては、首都圏の方々を対象に、田舎ライフ塾などのセミナーやイベントを開催し、参加者には、特に当市での冬季における暮らし方に重点を置いた情報発信を行っています。また、これらの参加者をお試し居住体験などに誘導して、市民と当市の魅力を話し合う機会を設けることなどにより、起業や移住・定住の動機づけにつながるよう取り組んでいます。

生涯活躍のまち構想の実現に向けた住居施設整備につきましては、地元の民間事業者や、また介護医療施設関係者との協議を進め、空き家バンクの活用など多様な手法で具体化を図ってまいりたいと考えています。

消防・防災体制の強化については、今年度導入を予定しておりました、13メートルブームつきの多目的消防ポンプ自動車、また、救助工作車の消防用大型車両が、12月と2月にそれぞれ納車をされました。現在、現場で適切に運用できるように、訓練に取り組んでいるというところでございます。市民の安全・安心のために有効活用してまいります。

一般会計の補正予算（第8号）についてであります。このたびの補正は、今年度も多くの方から寄附をいただきましたふるさと納税について、今年度分の歳入見込み額を計上するとともに、市が活用できる果実分、これについて一旦ふるさと応援基金に積み立て、また、充当先について基金繰入金として整理をすることなどを主な目的として編成しております。このほか、各事業の確定、または実績の見込みなどによる予算の過不足の調整を行ったものであります。

歳出の主な内容としては、職員費では、給料、共済費及び代替の職員の賃金、これを4,410万円減額し、基金費にふるさと応援基金積立金を4億2,417万円計上しました。ふるさと納税推進事業では、11月に返礼率を3割に引き下げる変更を行ったということから、返礼業務委託料を1億3,871万円減額しました。私立の認定こども園事業費では、それぞれの園における事業費の確定見込みから、施設型給付費負担金等を9,060万円減額し、機械除雪費については、実績と今後の見込みとして、1億円の増額をいたしました。特別会計繰出金では、病院事業対策費において、市民病院の決算見込みによる不足分として、繰出金を2億5,000万円増額、また浄化槽事業の対策費、農業集落排水事業対策費及び公共下水道事業対策費では、実績見込みにより繰出金を合わせて2,966万円増額しております。

歳入につきましてであります。ふるさと納税の今年度の寄附額を約11億円と見込みます。予算計上額との差額3億2,976万円を追加しております。今年度の歳出事業の充当分として、ふるさと応援基金からの繰入金を1億5,840万円計上しました。主な充当先としては、市民

病院の資本的経費への繰出金に 9,000 万円、ガンホーモンスターパイプに新設したナイター照明設置工事に 2,900 万円、メディカルタウン関連事業に 1,650 万円、中之島診療所の空調設備改修工事に 1,350 万円、学童保育施設の整備事業に 650 万円などであります。12 月補正で先に充当しました小中学校の空調設備事業、雪資源活用事業などを合わせて、今年度は合計で 9 事業、3 億 2,563 万円を活用させていただくこととなりました。いずれも当市の重要課題に臨機応変に対応できたということをおもっておりまして、ご寄附をいただいた皆様に改めて感謝をするとともに、事業費の確定後、ウェブサイトなどでお知らせをしたいと考えているところでございます。

書いてございませんが、ちなみにきのう現在の申し込み件数であります。申し込み件数は 3 万 3,308 件となっております。寄附額、今 3 つのポータルサイトを利用してあります、ふるさとチョイス、さとふる、それから新しく入れました G-C a l l、この合計額であります。10 億 6,728 万 3,000 円、となっております。大変ありがたく使わせていただいております。

以上によりまして、歳入歳出にそれぞれ 4 億 8,132 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 325 億 726 万 6,000 円といたしました。

なお、年度内に事業が完了しない見込みの 17 の事業に係る未執行分の 7 億 2,364 万 9,000 円につきましては、翌年度に繰り越して執行ができるように繰越明許費に計上いたしました。また、南魚沼市看護師の修学資金貸与に係る債務負担行為につきましては、貸与予定人数の決定により、限度額を変更することといたしました。

次に、新年度当初予算の編成に当たり、所信の一端を申し上げたいと思います。政府は、新年度予算については「少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現」これをスローガンにして、10 月 1 日に迫る消費税率の引き上げによる需要変動に対して機動的な対応を図るということとともに、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度として、社会保障関係費や非社会保障関係費、これらについて歳出改革の取り組みを継続するというふうに言っております。

地方財政においては、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、前年度の水準を下回らないよう確保するというふうにはしていますが、地方交付税については、改革努力などに応じた配分強化が検討されているなど、地方の行財政改革を進める方針が示されているところであります。

そこで、当市においては、実質公債費比率等の財政指標は、県内・全国各市町村の中でも非常に高いという位置にありまして、高齢化社会の進展と人口減少問題を最大の課題とする中、財政健全化は大きな課題でありまして、継続して進めていく必要があると考えております。また、公共施設の整理統合を計画的に行って、経費を節減、また限られた財源を有効に活用して持続可能な財政運営を堅持していくことが、合併特例措置がおおむね終了した今後において、より強く意識していくべきと考えているところであります。市政に求められる要望、課題は本当に山積をしておりますが、きめ細かに一つ一つその期待に応える市政運営を

行っていく所存であります。

歳入について申し上げます。市税につきましては、現在の経済情勢や税制改正等を踏まえて算定をいたしました。新年度は、都市計画税の廃止による減額分も合わせて見込んでいます。地方交付税については、新年度の地方財政対策の公表内容と想定をされている基準財政需要額との税収の関連、また及び合併算定替えから一本算定への段階的移行を踏まえ推計をしているところであります。国県支出金その他の特定財源は、歳出の各事業に基づき、適切に計上しているものと考えております。

歳出では、総合計画、また実施計画のローリングに基づいて、主要な施策を確実に進捗させるとともに、昨年度から開始をした水道料金の軽減に継続して取り組みたい。また、要望が多く寄せられております住宅リフォーム事業は、制度を見直し、新たな事業として再スタートいたします。経常経費の節減、投資的経費の削減に努め、歳入に見合った予算規模で、持続可能な運営を進めていきたいと考えております。

10月1日に予定される消費税率の改定に当たっては、必要な歳出経費を見積もるとともに、新たな財源としての歳入についても可能な限り登載をいたしました。今後も国県の情報に注視してまいりたいと考えております。

以上を踏まえて平成31年度一般会計の予算を、総額304億2,300万円、前年度比101.7パーセント、5億300万円の増額で編成をいたしました。

次に、新年度の主な事業概要についてご説明を申し上げます。1つ目の保健・医療・福祉についてです。保健関係では、市民一人一人が主役となり、自分の健康は自分でつくることを意識しながら実践できる健康施策を、健康推進員、そして食生活改善推進員及び筋力づくりサポーターの皆さんの協力のもとに推進してまいります。

そのための方策として、第一に、健(検)診及び保健指導の充実による生活習慣病等の予防やがんの早期発見に努めます。健(検)診の意義と必要性、そして生活習慣改善の重要性など、正しい知識の普及啓発による保健指導の充実を図ってまいります。また、医師会及び医療機関との連携、「うおぬま・米ねっと」の普及推進など、医療資源の有効活用を図るための医療連携に努めてまいります。

第二として、予防接種事業及び母子保健事業の充実に努めます。正しい知識の普及啓発、また予防接種を促進し、予防接種助成事業の周知を図ってまいります。また、不妊治療・不育症治療費や妊婦健診への助成を継続し、乳幼児健診及び療育支援の充実など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進してまいります。

第三として、全国的な課題であります自殺予防対策に努めてまいります。新年度は南魚沼市自殺対策計画の初年度となります。県また医療機関など関係機関との連携を進めながら、自殺予防へとつながる事業を推進してまいります。

子育て支援関係については、多様化するニーズに応えるため、保育の質の向上はもとより、保育施設や子育て環境の整備・充実に進めるとともに、経済的な支援を含めたきめ細かな子育て支援事業を推進してまいります。

ことし10月から実施が予定をされている幼児教育の無償化については、国からの情報をもとに準備を進めておりますが、今まで保育料に含まれていた給食費を実費負担していただくなど、多くの変更点がございます。円滑な制度移行ができるよう制度の整備と保護者への周知を進めてまいります。

第二期子ども・子育て支援事業計画については、幼児期の教育・保育、また地域の子ども・子育て支援を総合的かつ一体的に推進するための計画であり、今年度実施をしましたニーズ調査を参考に策定を進めています。計画期間は平成32年度から5年間となっております。

公設民営の保育園、認定こども園につきましては、公私連携型保育園・認定こども園への移行に向けて引き続き協議を進めてまいります。また、公営保育園では、児童数が減少しました下長崎保育園と上長崎保育園、また上関保育園と石打保育園の統合について、協議を進めてまいります。今後も登園する園児の皆さんにとって最善の方法、保護者の皆さんにとって利便性を考慮しながらの検討をしてまいりたいと考えております。

障がい福祉関係については、第3期障がい者計画に掲げる障がい者の自立と共生社会の実現に向けて、障がい福祉サービスの提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施に取り組んでまいります。また新たに、地域生活支援拠点等整備事業にも取り組み、相談機能や緊急受け入れ体制等の整備を図りたいと考えております。

高齢者福祉関係については、12月に民生・児童委員の一斉改選を迎えるということから、事務の引き継ぎや役員の改選が円滑に実施されるよう努めるとともに、新任委員としての必要な知識、また相談援助に関する技術などの習得に向けたご支援を行い、活動しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

厚生福祉関係については、引き続き生活困窮者の自立促進に取り組むとともに、就労支援の推進、そして医療扶助の適正化など、生活保護制度の適切な運用を行ってまいります。また、子どもの学習支援の事業、これらのさらなる拡大にも取り組んでまいります。

介護保険関係については、深刻化する介護人材不足への緊急対策として、市内介護事業所への就職希望者及び市内介護事業所の勤務者を対象として、介護職員の初任者研修、また介護職員実務者研修の受講料を補助いたします。不足する介護人材の確保を図るとともに、介護職員の質の向上、離職の防止、これらに取り組んでまいりたいと考えております。

城内診療所については、引き続き地域の皆様に安心・安全な医療を提供する診療所として運営を行ってまいります。患者数の状況を踏まえ、非常勤医師の勤務日を見直すとともに、原則第2・第4土曜日を診察日とする予定であります。今後も地域の要望に応えながら効率的な運営に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、制度が改正され2年目となりますが、引き続き保険税の収納強化、それと被保険者の健康増進や疾病予防・早期発見のために各種保健事業や、医療費の適正化事業に取り組んでまいりたいと考えております。

後期高齢者の医療については、高齢者の健康増進のため、人間ドックの助成、高齢者健診及び高齢者歯科健診に取り組んでまいります。

2番目としまして教育・文化についてであります。平成32年度に開校予定の上田小学校につきましても、夏休みを中心に第一上田小学校の改修工事を実施いたします。

いじめや不登校の対策強化につきましては、スクールソーシャルワーカーの勤務日を増やしまして、週三日体制といたします。教育相談を担当する嘱託指導主事との連携によりまして、相談時間が確保され、関係機関との調整が円滑化するものと期待をしているところであります。

教職員の多忙化解消対策、これにつきましては、新年度から新たに部活動指導員4名を配置いたします。通常の部活指導に加え、大会の引率などについても可能となってくるということから、教職員の負担軽減が進むものと考えているところであります。

学びの郷南魚沼プランにつきましては、市民が主体的に学び、潤いと生きがいを持った生活が送られるよう、各世代に応じた学習機会や情報の提供を行い、その成果を活力ある地域づくりに生かしていただくために引き続き推進してまいります。

「第34回国民文化祭・にいがた2019」「第19回障害者芸術・文化祭にいがた大会」これがことし9月15日から11月30日にかけて、新潟県内で初めて開催されます。当市におきましても、市独自事業の開催や湯沢・魚沼圏域でのエリア事業の開催を予定しております。この大会を通じて市民にさまざまな文化に触れる機会を提供するとともに、地域の文化を広く市内外へ発信すべく取り組みを進めてまいります。

市内第2の地域総合型スポーツクラブであります、スポーツ&ライフ南魚沼が正式に発足をします。既存の南魚スポーツパラダイスとともに、市民の生涯スポーツの推進と健康増進に貢献するものと期待をしているところであります。

ベーマガSTADIUM、いわゆる市民球場での全国高等学校野球選手権大会新潟県大会については、これまでの招待高校野球の数々の実績、また県の高野連に対する要望活動などが実りまして、夏季の新潟大会、夏の甲子園の予選を含む、この1回戦及び2回戦を7月8日から12日にかけて初めて行うことになりました。大変喜んでいるところであります。秋の大会も同様に行われます。

第3の環境共生についてであります。新ごみ処理施設の整備につきましては、施設から発生する熱エネルギーの有効利用を行っている、既にもうつくられておられます先進的な、先に進んでいるその施設の視察、また、建設予定地の近隣集落の皆様から、ごみ処理施設についての理解を深めていただくよう努めてまいりたいと考えております。

記載のところと少し変わって、ちょっと申し述べたいと思いますので、ご注意をいただきたいと思いますが、2巡目の説明会をほぼ終了したという段階であります。残るところは国際大学の学生さんに向けて、英語による説明会となっておりますが、これがあと1か所ございます。

建設反対の意思表示をしている集落、いわゆる署名を集めた地区であります。この集落においては、依然として反対のご意見が多かったものの、2巡目の状況としては、そのほかの集落においては建設に期待する向きのご意見もいただいているというところになってまい

りました。集落によって温度差が大変大きいということから、できれば周辺集落全体の総意としてご意見を取りまとめることができないか、なかなか難しい問題でございます。何らか、そういった協議の場を設けることができないか、これを検討してまいりたいと考えております。

地盤沈下対策につきましては、地下水利用の適正化を図るため、引き続き降雪検知器等の設置費の補助事業を実施しまして、市内全体での節水に取り組んでまいります。また、冬期間の地下水位のモニタリング状況、水準測量の結果、また揚水機の稼働時間と地下水揚水量及び地盤沈下の影響調査、これらの結果を市民の皆さんに公表し、節水意識の浸透を図ってまいりたいと考えております。

4番目の都市基盤であります。国土交通省の平成31年度予算の概要における公共事業費は5兆9,663億円、約6兆円でありまして、対前年度比で1.15倍の予算を確保したところであります。消費税率の引き上げに伴う経済対策の上乗せや、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、この2年目の経費計上などによりまして、頻発をしております自然災害に対する集中的な投資を進めるものとなっております。

南魚沼市の平成31年度事業については、国の施策を踏まえ、ひとにやさしいまちづくり、これを進めるために、社会資本総合整備事業として道路橋梁の修繕、道路改築、消融雪施設整備などに18億7,200万円、国費では10億9,669万円を要望したところであります。公共事業の効率的・円滑な実施を図るため、地域企業の活用に配慮をした適切な規模での発注に取り組み、施工時期の平準化、また早期の工事発注に努めてまいりたいと考えております。

国土交通省直轄事業の国道17号の六日町バイパスについては、今、余川地内の県立八海高校グラウンド脇から国道253号までの間、引き続き埋蔵文化財の調査と市道の切り回し工事、これが実施をされる予定であります。起点側については、市民病院付近で道路の路体の盛土工事、そして竹俣の跨線橋の詳細設計が実施をされる予定となっております。

浦佐バイパスにつきましては、平成26年度に開通した区間から終点、これは魚沼市の虫野地域までの区間で、引き続き三用川橋の橋梁工事、また、トンネル工事が実施される予定であります。起点となっております私どもの南魚沼市側では、魚野川にかかる、これは仮称になりますけれども、新浦佐大橋、この予備修正の設計を行っているというところがございます。

国道253号八箇峠道路については、平成29年11月に十日町市八箇から当市の野田間が供用開始となり、野田から終点の余川までは、地元との設計協議が整い次第、余川地内に幅杭の設置をするという予定になってございます。

住宅リフォーム事業の補助金については、名称を「みんな住(ス)マイル」、字のとおりであります。住むをスに置き換えて「みんな住(ス)マイル」改修補助金という名称にさせていただき、制度を見直し、過去9年間の補助金受給者も対象としたいと考えております。補助対象経費の50万円以上のリフォーム工事に対し、また中学生以下の子育て世帯には15万円、その他の世帯に10万円を補助して、生活環境の向上と地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

公営住宅の関係についてであります。引き続き家賃等の滞納者の現状の把握、面談、催告などの実施によりまして、滞納額の縮減に努めるとともに、長寿命化計画の見直しを進め、老朽化した住棟の計画的な整理・統合に取り組んでいきたいと考えております。

市民バスについてであります。全 13 路線中、協議の整いました——これは朗報になりますけれども、協議の整った 10 路線で 4 月 1 日からフリー降車、要するに手を挙げておきたいと言ったところで降ろして差し上げる、そういうフリー降車区間を実施させていただきます。利用者の利便性向上が図られるものと考えておりますし、これからもその旨で進めてまいります。

交通安全対策につきましては、季節ごとの交通安全運動に加え、4 年に 1 度実施をされる新入学、これは新入園、園児も含めて、この子供たちへの交通安全週間を 4 月に実施し、交通安全意識の高揚と交通事故防止の徹底を図ってまいります。また、65 歳以上の高齢者の自主的な運転免許証の返納を促進するため、この報奨品に、これまでありませんでしたが、タクシー利用券を追加いたします。

水道事業につきましては、改定した経営戦略に基づきまして、浄水場の延命化に向けて、詳細な点検を実施し、必要な予防修繕を行っていきます。あわせて将来の地域別配水方式に向けて、非常用水源の確保と地盤沈下への影響調査を並行して実施してまいりたいと考えております。また、災害対策として非常時の重要な給水施設となる病院、指定避難所などへの配水管路の耐震化について、国の交付金を財源として事業に着手をさせていただきます。さらに、老朽化した配水池更新も計画的に進めていき、ライフラインである水道施設の強靱化を進めていきたいと思っております。事業運営面では、今後 10 年程度は経営悪化が見込まれるというふうになっております。経費の節減、また近隣自治体との事務の共同化、これらについて検討を進め、経営の基盤強化に努めてまいりたいと思っております。使用者に対しては、事業計画や経営実態などについて、わかりやすい広報に努めていきたいと考えております。

下水道関係については、引き続き中之島地区の農業集落排水施設の統合事業として、水管橋とポンプ場の工事を進めてまいります。また、五十沢地区の農業集落排水の統合工事に着手をいたします。維持管理面では、不明水対策と交通安全対策を兼ねたマンホール蓋の更新を引き続き行い、安全・安心な下水道サービスの提供に努めてまいります。このほか、大和地区の処理場、またポンプ施設の管理について、草刈りや雪囲いなど別契約としていた業務も含め、包括的な民間委託とするなど、管理費の削減と契約事務の軽減を図り、経営の効率化を図ってまいりたいと考えております。

5 つ目の産業振興についてであります。農業関係については、平成 30 年産米は行政による生産数量目標の配分が廃止をされ、生産者や集荷業者、また団体が主体となって需要に応じた米生産を行うという、初年度であったということでもあります。2 年目となります平成 31 年産米も、関係機関・団体と連携の上で、需要に応じた米生産を継続し、高品質・良食味な南魚沼産コシヒカリの生産支援と販路拡大に努めてまいります。また、担い手への農地集積・集約化や集落営農、法人化等への支援、園芸作物の振興、農業経営にかかる課題についても、

関係機関・団体と一丸となって取り組んでいきます。

平成 27 年度から法制化をされ、より安定した制度となった多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払、この各事業につきましては、制度を十分に活用して地域の農業・農村の持つ多面的機能がより一層発揮をされるように引き続き支援をしてまいります。

観光振興についてであります。10 月から始まる新潟県・庄内エリアdestinationキャンペーンに合わせて、JR 浦佐駅構内に魚沼市と共同で観光案内所を設置いたします。これらにより引き続きブランド力のある観光地域づくり、また、観光地の経営基盤整備を進めるとともに、市内の受け入れ体制の強化、また誘客宣伝の充実に取り組んでまいります。

商工振興については、10 月に予定をされております、消費税及び地方消費税の引き上げ対策として、低所得者及び子育て世帯主向けのプレミアム付き商品券の発行を行います。また、新たに店舗・サービス施設向けの、これは新たに行いますが、バリアフリー化補助金制度を設けまして、障がい者、また高齢者の皆さんも含め、利用しやすい商業施設の推進を地域を挙げて図ってまいりたいと考えております。これらにより地域における消費を喚起することにもつながり、市内経済の下支えにも合わせて取り組むまいりたいと考えております。市外から市内企業への就業を促進するため、ハローワーク及び 2 市 1 町の定住自立圏での連携を強化し、就業希望者と雇用希望の企業とのマッチングイベントの実施、またインターンシップ支援に取り組んでまいります。

6 番目の行財政改革、市民参画についてであります。機構改革につきましては、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するというに伴い、企業部を廃しまして、上下水道事業に属する事務を処理するため、上下水道部を設置いたします。上下水道部には水道課及び下水道課を置き、効率的・効果的な事業運営を目指してまいります。市民生活部については、新ごみ処理施設の早期供用開始を目指しまして、体制の強化を図るため、廃棄物対策課から新ごみ処理準備係を分離させていただき、新ごみ処理施設整備室を設置させていただきます。また、増加する人権問題、これに対応するために、市民課の市民係を班体制とさせていただきますと思います。

さらに、ちょっと記載がございませんで、追加で申しわけございません。記載がございませんが、図書館をより充実させ、あらゆる世代、これはあらゆる世代が集う南魚沼市の知の拠点としたい、これまで以上に、そういうものになりたいというふうに考えまして、図書館に館長兼務する図書センター長を置くこととしたいと考えております。

行政改革につきましては、行政改革大綱の体系に沿って、アクションプランとして具体的に取り組み、行政改革推進委員会による外部評価をいただきながら、改革の推進と進行管理を行ってまいりたいと考えております。

地域コミュニティ活動の推進につきましてであります。地域コミュニティ活性化事業により、地域づくり協議会のさらなる機能拡大、また運営体制の充実を進め、それぞれの特徴を生かしていただき事業に取り組めるよう、引き続き意見交換などを重ねてまいりたいと思

ます。また、地域内の交流を促進するため、公民館、この分館活動と地域づくり活動を地域づくり協議会に一本化することといたしました。これまでの社会教育活動を含め、地域づくり活動の一層の充実に向け、体制を強化していきたいと考えております。

広域連携の推進についてであります。魚沼地域定住自立圏共生ビジョンに基づく具体的な取り組みを魚沼市、湯沢町、この2市1町で推進をし、中心市としての役割を果たしながら、圏域内の定住人口の確保と住民福祉の向上を目指してまいりたいと思います。

男女共同のまちづくりの推進については、市民団体の協働、また関係機関との連携により、引き続き男女共同参画社会の進展に向けた意識改革に取り組んでまいります。

人口減少対策については、市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、各分野における事業推進を図ります。引き続き市民との多様な協働、一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構などとの連携による各種の移住促進事業を実施するとともに、南魚沼版C C R C構想の具体的な事業化を進めてまいります。総合戦略の諸施策のこの事業効果については、まち・ひと・しごと創生推進会議を中心として検証を行いつつ、P D C Aサイクルにより事業内容を見直しながら、効果的な事業となるよう取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、寄附により当市を応援していただいた皆様に感謝申し上げますとともに、今後も交流を継続していただけるよう取り組んでまいります。また、南魚沼ファン、この輪を広げるため、市内各地域の特色のある産品を返礼品に加え、市内の特産品や暮らしぶりが大きく周知され、地域産業の活性化につながるよう取り組んでまいります。

雪資源活用事業については、東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、競技開催地となっている自治体、また、私どもの市との友好都市と連携を図り、環境にやさしい雪の効用や、雪に関連した伝統文化、特産品等をPRする企画を進めています。競技開催地が若者、また外国人の情報発信地となることを想定し、オリ・パラのテストマッチなどでのPRも検討しながら、地域産業活性化のため、民間と協働して事業効果を上げる取り組みを進めてまいります。

消防・防災体制の強化については、消防団の安全装備の充実を引き続き進めてまいります。新年度では、全団員に救助用の半長靴の配備が完了する予定でありまして、透湿性の雨具についても計画的に配備を進めています。今また、老朽化が著しい大和分署の訓練塔であります。現在、屋外管理となっている消防防災ヘリコプター、このヘリコプター用の燃料を保管できる併用施設として改築をしたいと考えておりまして、職員の救助技術向上に活用してまいりたいと思っております。

以上、新年度を迎えるに当たりまして、主要な施策について概要を述べたところであります。今後も、当市が抱える多くの課題にみずからが先頭に立って取り組む所存でございます。市民からご理解をいただき、議員各位からも引き続き格段のご支援をいただきますよう、心よりお願いを申し上げまして、施政方針といたします。以上でございます。よろしくお願ひします。

○議 長 以上で市長施政方針及び行政報告を終わります。

○議長 日程第5、報告第1号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。委員会報告は事前に資料配付がなされています。委員長は説明の朗読を省略し、簡潔に報告をお願いします。議会運営委員長 鈴木一君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○鈴木議会運営委員長 おはようございます。それでは、閉会中の調査報告をいたします。まず、管外調査についてを報告いたします。期日、平成31年1月22日から1月23日、調査先及び調査内容につきましては、長野県飯綱町議会改革の取り組みについて、茨城県取手市議会改革の取り組みと議会活性化について。参加者につきましては委員全員であります。副議長からも出席をいただきました。

説明内容につきましては、飯綱町につきましては30年前に第3セクターが破綻したことから議会改革が始まり、活発な意見を交わしながら議会改革をやっていっています。全国の市町村議会からも視察が殺到していますし、国の機関であります総務省からも視察に訪れているということでもあります。取り組みについては、記載の内容のとおりであります。質疑応答につきましても以上です。

次に茨城県取手市につきまして、議会活性化についての視察を行いました。主な取り組みは、議会と事務局の連携、あるいはメールの配信、あるいは委員会の表決システムを導入するために、視察を一時廃止してその費を充てたというような内容でありました。女性議員による特別委員会の設置等も研修してまいりました。質疑応答につきましては記載のとおりであります。各委員の報告書につきましては、会派の委員にそれぞれ全員分が配られておりますので、内容につきましてはそれを読んでいただきたいと思っております。

次に12月定例会において本委員会に付託された継続調査の事件の報告について報告をいたします。調査事項につきましては、1 平成31年3月南魚沼市議会定例会の運営について、記載の6項目についてを調査いたしました。2番、閉会中の議会運営委員会の開催について、3 その他であります。調査の状況、期日が平成31年2月15日、委員全員の出席です。正副議長からも出席をいただきました。以上です。

○議長 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 総務文教委員長 桑原圭美君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○桑原総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会のご報告を申し上げます。期日は1月25日、委員全員の出席でございました。調査項目は財政計画についてと税収の今後の見通しについての2項目。調査の内容は、執行部の出席を求め、事務調査を行いました。2項目とも説明、質疑ともに多量の議事録となりましたが、質疑の内容等は簡潔に資料にま

とめてございますので、そちらを参考になさっていただきたいと思ひます。

まず、財政計画についてですが、平成 28 年に第 2 次総合計画と地方創生総合戦略の策定を受け、平成 37 年までの 10 年間の計画期間として策定したものをもとに説明を受けました。現在の第 2 次財政計画は、人口減少、合併特例措置の普通交付税算定替えや、特例債終了後の財源確保に対する懸念に対し、住民サービスを確保した上で、将来に向け安定した財政運営ができることを基本的な位置づけとしてあります。

歳入は人口減少、地価の下落を要因とし、市税、地方交付税が緩やかに減少、歳出は扶助費、施設の維持・補修費の増加を見込んでおり、財政健全化のため人件費の現状維持、普通建設事業費の抑制を図るものの、現段階では平成 37 年度には実質公債費比率 18%、将来負担比率 189.4%を見込んでいます。

歳入で特筆すべきはふるさと納税分が、大変好調であります。歳出の部分は職員の年齢構造の変化による人件費の減少、扶助費については増額を想定していましたが、高齢者に対する支出に想定したほどの伸びがなく、むしろ子供の減少に伴う経費の減額という状況が生まれています。普通建設事業費については、統合中学校、樋渡東西線など大型事業があり大幅に増額しましたが、今のところ実質公債費比率と将来負担比率は堅調であります。新ごみ処理施設建設につきまして、事業総額 166 億円とし、平成 32 年度から予定していましたが、計画を見直ししています。また、公共施設の統廃合を計画的に進めることに対しては、対象となる起債に新たな交付税参入が見込まれることから、統合、統廃合を計画的に進めることとしています。

次に税収の現状と今後の見通しについてであります。冒頭、市民生活部長から法人の伸び悩みがあるものの、個人の部分で上向しているところもあり、楽観視できないが、南魚沼市の底力というものがあるのではないかという発言がありました。市税の 90%は固定資産税と市民税であります。双方とも人口減少という理由から減少傾向にならざるを得ない状況であります。

法人税そのものはマクロ的視野に立つと、大企業を中心として長期的に増加傾向にありますが、国が法人税率を下げているので税収の向上にはつながらず、国全体と南魚沼市の状況に差が生じています。また、担当課では市内企業の調査を実施していますが、上位の納税企業からの税収が下落傾向にあることと、設備投資を行っても減免制度を利用しているため、固定資産税の増加が見込めない企業があることが判明しました。

このような状況から制度的な部分から税収が上がることは期待できず、企業に業績を上げていただくしかない状況にあります。長期的には人口減少と地価の下落が税収に大きく影響すると予想しています。加えて外国人労働者の受け入れに対する影響や、働き方改革がどのような影響をもたらすか、そして消費税の動向についても注意していかなくてはならないという認識に立っております。以上で総務文教委員会の報告を終わります。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 資料7ページの上から4行目でしょうか。ちょっと理解のほうがあればすけれども、法人市民税の税率が13.9%から12.1%。これは決算額に占める法人税の割合といひますか、そういう意味で書かれたと思うのですけれども、普通に読んでいくと、法人の市民税の税率が下がったというふうに捉えかねないのだけれども、そうではないということをおちょっと確認をしたいと思ひます。

もう一点は、その4段目でしょうか。固定資産税の減免の制度の部分でありますけれども、減免制度を利用しているので固定資産税に反映はされていない、影響は出てきていないという、この影響という書き方ですけれども、これは影響ではなくて効果が出てきていない、そういう意味で書かれたのではないかと思うのですけれども、この2点をお伺ひします。

○議 長 寺口議員、2問目は何ページの……（「同じ7ページ」と叫ぶ者あり）
総務文教委員長。

○桑原総務文教委員長 1問目に関しては、ちょっと書き方として不透明なところがござひますので、あとで調査をして回答したいと思ひます。

2問目の固定資産税の減免措置を利用して、固定資産税には反映がされていない、影響が出てきていないという書き方ですけれども、書き方の問題だと思うのですが、設備投資をした会社は調査の中でわかったのですけれども、減免措置を利用しているために固定資産税が増えなかったと、こういうことござひます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ござひませんか。
〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長 清塚武敏君の報告を求めます。
産業建設委員長。

○清塚産業建設委員長 おはようござひます。それでは、産業建設委員会の報告をいたします。調査事項といたしまして、今回は2点ござひました。1つ目、平成30年産米の作況と今後の戦略についてであります。2点目、雇用問題に係る市内状況と取り組みについてを調査いたしました。

調査の状況でござひますが、期日、平成31年1月18日金曜日、委員の出席状況であります。出席7名、全員出席をしております。議長からも出席をいただきました。調査の内容でござひます。執行部、産業振興部長、農林課長、商工観光課長の出席を求め調査を行いました。

まず1点、平成30年産米の作況と今後の戦略についてであります。南魚沼地域振興局管内のふり目幅1.9ミリの普及率は85%で、特A対策で昨年より15%、ポイントが上昇しております。それから、大規模経営の増加により、南魚沼産コシヒカリブランドの維持の絶対条件である「高品質・良食米」を生産するために必要な土づくりや、適期作業が困難になると思われるということであります。

2点目、雇用問題に係る市内の状況と取り組みについてであります。U&Iときめき課が

成人式会場で実施をいたしましたUターンの意識調査によりますと、「どのような条件が整えばUターン意識は高まるのか」という質問には、「志望する就職・業種が市内にあること」の回答者が最も多く、平成29年度は50.5%、平成30年度は58%を占めた。このニーズをいかに満たしていくのが課題であるとしております。それから、市内外国人就労者の状況である、ハローワーク南魚沼管内では、69事業所、562人の外国人労働者がいるということであり、質疑応答、その他詳細につきましてはお手元に配付させていただきました報告とさせていただきます。以上で報告を終わります。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 雇用問題に関してですけれども、アンケートとしてUターンの意識調査をやったということですが、志望する職種・業種が市内にあることの回答が最も多く、50%、58%ということでした。それに対して、ニーズをいかに満たしていくのが課題であるというところまで結論付けたのですけれども、この志望する職種・業種が市内にあることの中身ですよね。そこら辺の、学生さんたち、Uターンする人たちはどういうことを求めているのかという説明というか、資料提供というのはあったのですか。お願いします。

○議 長 産業建設委員長。

○清塚産業建設委員長 お手元に記載されてあるとおり、4ページをごらんいただければと思っております。済みません、4ページじゃなかった。3ページから4ページのほうをごらんいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 産業建設委員長。

○清塚産業建設委員長 済みません、ちょっと私が勘違いをしておりました。外国人就労者のほうをちょっと見ておりましたので申しわけございません。その辺につきましても、ちょっと今飛んではいるのですが、調査をしたと認識しております。後ほどまた詳細を調べて、議事録を見まして報告をさせていただきます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 休憩といたします。再開は11時10分といたします。

[午前10時52分]

○議 長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

[午前11時10分]

○議 長 先ほど保留になっておりました件につきまして、それぞれ委員長から報告を願いたいと思っております。

総務文教委員長。

○桑原総務文教委員長 先ほど保留としていましたご質問に対する回答をいたします。

ご指摘の件でございますが、資料の 14 ページをごらんいただきたいと思います。こちらに記載してございます数字でございますが、寺口議員のご指摘にあった一般的な法人税率の話ではございません。以上で終わります。

○議 長 産業建設委員長。

○清塚産業建設委員長 先ほど 14 番議員より質問がありました、市内高校生にアンケート調査した件でございますが、当日の委員会の中ではそちらのほうまで、具体的な方向まで入っておりませんでした。失礼いたしました。それで若干であります、第一希望で、過去に調査した件の中では、工業・製造業関係が一番多かったということ、ちょっとつけ加えさせていただきます。以上でございます。

○議 長 社会厚生委員長 中沢一博君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 それでは、閉会中における社会厚生委員会の報告をさせていただきます。期日は平成 31 年 1 月 21 日であります。委員の出席状況は 7 名全員であります。執行部からも担当部課長、また、説明員より出席をいただき調査した次第であります。

調査事項に関しましては 2 点であります。1 点目、魚沼圏域における医療の現状と市立病院群の改革プランについて。2 点目が新ごみ処理施設建設の進捗についてであります。その他、報告は 1 点でございました。

それでは、1 点目の魚沼圏域における医療の現状と市立病院群の改革プランについてご報告申し上げます。この南魚沼保健所を中心とした地域医療構想調整会議、これに基づきますと、魚沼圏域は問題となります 2025 年に必要となる病院数が 1,328 床ということになっております。昨年 7 月 1 日現在の圏域の病院数は 1,385 床であります。やや超過している数字でありますけれども、県と圏域の各病院に行った動向調査においては、病床数は 1,283 床に減少すると、そういうふうになっております。病床は実際に許可を得ていても稼働していないのが理由でありまして、この 1,283 床となるわけですけれども、機能別では高度急性期が不足しております。そして、急性期が超過、そして回復期、慢性期が不足しているという内容になっているわけでありまして、

この南魚沼市内の病院の現状でありますけれども、現在稼働しているベッド数は大和病院が皆さんもご承知のとおり 40 床であります。そして、市民病院一般病床が 140 床、そして魚沼基幹病院が 308 床で、合計が 3 つの病院で 488 床となっております。この大和病院で 5 床、そして基幹病院で 146 床が未稼働であるということでありまして、これはスタッフの不足、一番の理由は看護師、先生という、そういう不足による現状になっているということでございます。

そして、最初に 2018 年 3 月現在の人口の流動ですか、人口の部分をちらっと見ますと、2018 年 3 月現在の市の推定によりますと、2015 年から 2040 年に移行する推移を見ますと、人口は 5 万 8,568 人から 4 万 2,850 人になるわけでありまして、そして、1 万 5,718 人減少するという、そういう推移が出ております。これに対しまして、65 歳以上の人口は逆に 75 人増加

するという推計になっております。また、この75歳以上につきましては、1,762人という大幅に増加する見込みであるという、そういう報告もされております。これにつきまして、これに伴い地域医療構想が県の保健所を中心とした中で検討されていると、そういう部分でございませう。

そして今現在、今後の予定については先ほど申しました1,283床、2025年の必要病床数を推計しますと1,328床ということになっておりますので、45床不足するという推計がされているという部分でございませう。

次に市立病院群の改革プランについてでありますけれども、これは委員会というか病院の委員会で、点検、評価、公表を行っているわけでありませうけれども、数字が新しく定まった時点でまた改革プランの見直しをしたということにございませう。病院会計については企業会計のものでありますので、独立採算の原則というものがございませうけれども、現実、当地域においては、なかなか独立採算がならない部分も、皆様ご承知のとおりであります。この公立病院としての役割がどうであるかということ、また一般会計からの負担という部分もこれから考えていかなければいけない、そういう検討をしなければならないという部分も報告された次第であります。質疑に関しましては、皆さんに配付の詳細のとおりでございませう。

次に2点目であります。新ごみ処理施設建設の進捗についてでございませう。これは先ほど市長の施政報告のほうにもございませうとあり、11月13日の周辺集落の区長に対しての説明会を実施し、その後、周辺集落に対しての2巡目の説明会を行ったところであります。そうした中でやはり、2巡目の説明会でのご意見等そういう部分をお聞かせいただいたわけでありませうけれども、集落ごとの差というものは、やはり非常に大きいものがあつたということにであります。特に請願を提出された4集落については、厳しいご意見をいただいたというところであります。

しかし、この道路整備について別のルートのご提案とか、また余熱利用だけではなく、道の駅なども整備したらどうかというような建設的な意見もいただいたと、そういう報告もいただいたところでございませう。

現在、最新の可燃ごみ処理施設について、先進地の視察をしているわけでありませうけれども、このアンケート調査の結果を見ておりましたも、皆さん詳細に、内容については資料にあるとおり、前回と比較して騒音や臭気等を感じた方が大きく減少しております。また、参加した皆さんはおおむね好印象を持たれたという、アンケートにおいてはそのような報告がなされている次第であります。

そして今後につきましては、やはりこのエネルギーの有効利用を行っている施設を対象として、先進地視察を実施したいと、そのような報告があつた次第であります。質疑に関しましては詳細のとおりでございませう。以上で終わります。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませうか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で所掌（所管）事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の特別委員会及び事業会計の当初予算案並びに陳情を除く付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び事業会計の当初予算案並びに陳情を除く付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第 6、陳情第 2 号 基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書を議題といたします。

陳情第 2 号を社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 7、陳情第 3 号 長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情書を議題といたします。

陳情第 3 号を産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 8、陳情第 4 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題といたします。

陳情第 4 号を産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 9、陳情第 5 号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情書を議題といたします。

陳情第 5 号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 10、第 1 号報告 専決処分した事件の承認について（大崎保育園園庭の硝子散乱事故に係る和解について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 1 号報告 専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。本件は平成 30 年 9 月 4 日に発生した大崎保育園園庭の硝子散乱事故に係る和解につきまして、専決処分とさせていただいたもので、地方自治法第 179 条第 3 項により、議会の承認をお願いするものでございます。

本件は台風 21 号の強風により、同日午後 6 時ごろ、大崎保育園の隣家屋根に設置された太陽熱温水器設備のガラスカバー 4 枚のうち、1 枚が強風により園庭に落下、破損し、ガラスが広範に散乱したものです。園庭には人がいなかったため、人的被害はありませんでしたが、

園庭全体にガラス片が飛散し、人力にて撤去できない状況だったため重機による表土の入れかえ工事を発注したものでございます。

相手方との費用負担交渉に際しましては、顧問弁護士に相談し、台風による損害賠償は原則、その管理に瑕疵が認められなければ賠償責任が生じず、瑕疵が認められても免責されることがあり、双方が折り合える条件で解決することも選択肢であるとの見解を得て、これを基本に交渉を行ったところ、設備の日常点検について管理が十分でないところが認められるが、自然現象が起因する事故であることを勘案し、復旧費用総額 140 万 4,000 円のうち、ガラスが飛散した砂のすき取り作業に相当する 30 万円を相手方が支払うことで和解することに合意し、12 月 21 日付で専決処分とさせていただいたものでございます。

3 ページ、専決処分書をごらんください。1 和解の相手方は市内在住の男性であります。2 事故の概要は今ほど説明した内容で、撤去費用に要した金額は 140 万 4,000 円でございます。3 和解の要旨は、相手方は市に対し和解金 30 万円を支払うとし、和解金の全額の支払いを受けたとき、和解するものとし、以後双方には一切の債権債務関係がないことを確認するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今ほどの説明があったのですけれども、例えば想定外という言葉が今、使われますが、100 件、オーバーに言いますけれども、こういう事故があったとしても、市の支払いというものが、これは保険が入っているかどうかちょっとわからないのですけれども、1 億円以上、100 件あれば、30 万円もらって、この事件の内容が 100 件あった場合そういうふうになるのだけれども、そういう対応もできるのかという問題と、非常に当たり前のものではないですよ、太陽光なので。個人的には営利とまではいきませんけれども、その熱を使って安くというような品物なわけなので、当たり前に全家屋についているようなものではないと思うのですけれども。そういったことについて、こういうことで専決をしたということですね、その辺どういう考えかお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今ほど議員がおっしゃいますように、こういう場合の扱いは非常にまちまちでございます。判例等を確認いたしましても、昭和 55 年にこれと同じような案件が関西のほうであったというような事例もございまして、そのときの判決は、被害額の 3 割というような額でございました。部長が説明しましたように弁護士さんにも相談をいたしましたけれども、やはりケースバイケースで、一概に割合は決められない。最終的には裁判によって決めるしかないというのが判断でございます。

その中で、説明もありましたけれども、話し合いによる和解が現実的なことではないかということで和解をさせていただいたわけでございますけれども、これが例えば、ものすごい

台風が来て、近隣の屋根がみんな飛んだというような状況であれば、自然災害、大規模な自然災害ということで、通常では損害賠償ということにはならないかと思えます。

そこで今回の案件ですと、近隣の家屋にも、それから立ち木等にも被害は出ておりますけれども、屋根の上から工作物が剥がれて、隣に被害を与えたという事例はここだけであったわけでございます。その瑕疵の度合いをどのように考えるかというところが一番のポイントになるかと思えますが、今回については話し合いで、先ほど部長が説明したような額になったということでございます。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 相手方のほうの家屋の保険の中では、この設備については対象外ということで確認しております。また、私どものほうについても保険の対象にはならないということでありまして。持ち物が相手方の物であるということを確認し、相手方がその落下物を片づけるという作業について非常に困難であるので、市のほうがする作業について負担をするという、着手前にそういったもので話し合いを持った中で、作業に着手しているという状況になります。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 わかるのですけれども、こういったケースで、今ケースバイケースとおっしゃったと思うのですけれども、これがだから何個も同じようなケースが同時に発生して、同じ場所じゃなかったとしてもね。そうした場合、全部これがそういう対応になるのかどうか、今後の事例にもなるわけですし。今ほど言ったのは、普通の屋根についているものではないという物ですよ。自分のところが得するためにこれをつけて、電気を削減できたり、また売電できるというようなシステムのことでしょ、太陽光ということになると。だからそういうことでもこういう対応を市が払わなければいけないということ自体が、事例がいっぱいできたときも対応ができるのか、対応するものなのかということちょっと聞いています。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1か所に集中していなくても、例えば市内で同じような案件が一度に起きたときにご趣旨でお答えいたしますけれども、やはり、もし、場所が集中していなくても同じような事例が多数発生するようであれば、それこそ本当の意味での大規模な自然災害という判断になるかと思えます。先ほども申し上げまして明確な答弁ができなくて申しわけないのですが、それこそ本当にケースバイケースで、そのときの状況を考えて判断をするということになるかと思えます。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 確認をしたいのですが、周囲に屋根が剥がれたような家もないという話でしたが、大崎地域では屋根がそっくり飛んだ家はあります。また、ちょっと離れたところであれば、蝦島あたりではそっくり剥がれて、今、新築している家もあるわけですよ。だから、大規模災害だったらどうだかというあたりが、要するにどっちが賠償義務があるかとか、そ

ういう話ばかりではなくて、事実としてはえらい災害だったというふうに私は捉えているのですが、その風とは違う風だったという話になれば違いますけれども。多分、それだろうと思います。

そして例えば、自分の建物の屋根が飛んで、隣の家を壊したとき、隣の家を修復してやらなければならないとかという形、それは保険の問題があるからどうだという話になると思うのですけれども。屋根の上に設置した物件であるからとかということは今、説明もされておりますが、要するに一体としたそういった装置というのは、ほかの物件でもあると思うのですよね。屋根というのは鉄板だと、あるいはその下地材だという観点。その上に設置したのだから相手が片づけてもいいのではないかというような私はニュアンスに聞こえたのです。

ですから、自分で片づけなければならないけれども片づけられないので、市がやってくださいと、こういう相手がちょっと折れたというか、わからなくて、義務があるのなら片づけられないから片づけてくださいと、こうなったという今説明ですが、ちょっと市の今、都合のいい話しか聞こえないのですけれども、本当にそういう義務が発生するのかどうかというあたりが。

そこはケースバイケースだと、こういう逃げ方をするのですが、どうも私にとってみれば、お互い災害だと思ったときに、災害についての、風水害の保険に入っていればどうだという話と、ちょっとごっちゃになっているような気がしますけれども、その辺もうちょっと説明をしてください。相手が賠償しなければならないという思ったきっかけの部分が一番大事だというふうに私は思うのです。どうですかね、そういう疑問自体がおかしいということであるかどうか、まずお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 前段のお話でございますけれども、少し私の言葉が足りなかったかもしれませんが、市内的にいろいろな被害が出ておりましたので、大規模な災害であったというふうにはもちろん考えてございます。おっしゃいますように、屋根が飛んだり、木が折れたりという被害もいろいろなところでございました。

ただ、この場合、1点、私どもが考えたのは、先ほど塩谷議員さんの質問にもございましたけれども、一般的な屋根が剥がれたのはなくて、設置された太陽熱の温水器のガラスカバーが飛んだということでございます。そのことについては当然、設置者の方が飛ばないようにしておく義務も、それからそれを飛ばない、設置からかなり年数もたっておりますので、定期的な点検も必要ではなかったのかというような考えも成り立ちます。そのような考えで、最初に相手の方との交渉を始めたというふうに聞いております。後段につきましては、福祉保健部長が答弁いたします。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 相手方が支払うというところに考えが至ったという部分でございますけれども、相手方の所有といたしますか、物件であるということを確認し、ご本人とお話した中で、ご本人のほうも自然災害であるので、という気持ちも最初はあったのですが、メーカ

ーさんと呼んで、現在の状況の確認をしたり、あと、ご本人が入っている損害賠償、家屋の保険屋さんに相談をしたりした中で、ある程度の時間をおいた中で、また再交渉を行ったところ、ご本人のほうからも負担をしますというふうなお話をいただきましたので、その中で進めさせていただいたところでございます。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、その中で聞こえてこない言葉が、相手が保険、あるいはメーカー等に問い合わせたということで、このメーカーが、設置した人がそれなりの応分の負担をするというような形なのか。相手は30万円自己資金でやらなければならないと、こういう状況なのか。その辺をひとつ確認したいというふうに思います。

通常、屋根に設置したああいう品物を、自己責任だからということで点検をする義務が発生するということになると、かなりの物件がありますが、あの屋根に上がって、特に自然落下の部分でそういった点検の義務があるのだというようなことが、きちんとこういつたことで事例になっていくということになると、これは大変な問題だというふうに私は思ったのです。

屋根は飛ぶものだって本当は、屋根が老化したら張りかえなさいとか、いろいろな話になるわけで、ちょっとその相手はメーカーと相談した結果がどうだとか、そういう説明はしていただけますか。メーカーの設置責任ですよ。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今ほどの、相手方とメーカーさんとでどういったお話があったかというのは、私もメーカーが責任を負う、負わないというところは関知しておりませんが、そういったいろいろな事例について、ご本人も調べた中で、その時間を十分とった中で、こういった和解に至ったということでございます。以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 わかりましたけれども、それで弁護士に相談した結果、そういうのはなかなか相手方から出してもらえないというような実情、それは多分そうなのですよ。はっきりしないで申しわけないですが、火事とかそういうときの、火が移ったみたいな、そういうのも多分そういうところがあると思うのです。今、13番議員が言った、相手方にそういう責任があるかではなくて、こういう事例というのはこれからどんどん多分あると思うのです。こういう自然災害が多い中では。

一番問題なのは、こういうときに、裁判で相手方からご負担できないということが、そういう裁判事例みたいなのがある。じゃあ示談しかないじゃないかということなので、示談はいいのですけれども、こういうときに備えて、公共施設は何らかの——今、保険がきかないという話がありましたけれども、何らかの保険対応ができるような、そういうことを今回考えたか。その必要性みたいなものを感じられたかというところをちょっと聞きたいのです。私はそこら辺、保険の金額がぐんと上がっちゃうのかもしれないけれども、そこら辺もちょっとやはり考えておかなければならないのではないかという思いもあるのです。

○議 長 総務部長。

○総務部長 本来であれば、私ども、あるいは相手の方の入っている保険で補填ということができればいいかと思いますが、現状ですと、相手の方の保険は少し私は全部わかりませんけれども、市の保険については、市有の建物自体に損害があれば当然保険の対象にはなりますが……（何事か叫ぶ者あり）今、説明申し上げたことに加えて、私どもの建物がほかの方に損害を与えれば、当然保険の対象にはなります。

ただ、この場合ですと、言葉は適切ではありませんけれども、市の施設の中にガラスが落ちてきて、ある意味被害を受けたというような状況でございますので、市の入っている保険では当然補填ができません。先ほど福祉保健部長が申しあげましたように、相手の方の入っている保険も対象外という状況でございます。以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 この撤去費用が140万円、結構高額なのですけれども、大崎保育園はこのとき、ちょうど塀の撤去の工事のかぶるころだったかと思うのですけれども、この撤去費用の根拠となる業者というのは、その塀の撤去のほうの業者と同じ業者が、土、園庭の入れかえをしたのか。その辺の業者の選定とか、この金額これがちょっと高額なのですけれども、その辺はどうなっているのかを聞きたいのですけれども。

○議 長 高額だという部分を説明願います。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 今回の140万4,000円の部分でございますけれども、すき取りをしまして、その後、山砂をまた入れまして、それを転圧しているという部分がありますので、140万円まで上がっております。ですので、実際、先ほど申しあげましたとおり、すき取って、その砂を積み込んで運搬する部分は約30万ということで、その部分をしていただいたところになります。後段のその山砂をまた持ってきて転圧するという部分を加えていますので、高額になっているという状況でございます。業者は同じ業者です。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第1号報告 専決処分した事件の承認について（大崎保育園園庭の硝子散乱事故に係る和解について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第1号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 昼食のため休憩といたします。再開は1時15分といたします。

[午前11時47分]

○議 長 若干早いですけれども、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後1時15分]

○議 長 日程第11、第1号議案 平成30年度南魚沼市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第1号議案 平成30年度南魚沼市一般会計補正予算(第8号)につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、ふるさと納税について今年度分の歳入見込み額を計上した上で、果実分のふるさと応援基金への積み立て及び今年度事業への充当分を基金繰入金として整理したほか、事業の確定や実績見込みによる予算の過不足調整を行ったものであります。

歳出の主な内容としましては、基金費のふるさと応援基金積立金に4億2,417万円を計上し、今年度の果実見込み分として整理をしました。また、ふるさと納税推進事業において返礼率を3割へ引き下げたということから、返礼業務委託料を1億3,871万円減額しました。

病院事業対策費では、市民病院の常勤医師不足、また、薬品費の執行額の増による不足見込みなどから病院事業会計補助金に2億5,000万円を計上しました。

機械除雪費では、今シーズンの除雪はやや少なめに推移してきたものの、出勤回数は平年並みに近く、今後見込まれる不足分として1億円を追加しました。

歳入では、施政方針でも触れたところですが、今年度のふるさと納税の歳入額を約11億円と見込みまして、既決予算との差額分3億2,976万円を計上しました。

歳出で一旦積み立てに計上して整理したふるさと応援基金からは、12月補正予算において、小中学校のエアコン整備等雪資源活用事業に約1億6,723万円を充当させていただいたところですが、さらに今年度事業への充当分として、当初予算から計画していた学童クラブの整備事業、またモンスターパイプのナイター照明整備事業などのほか、この補正で計上する市民病院への補助金の一部など6事業、1億5,840万円を追加いたしました。その結果、今年度の充当事業は計9事業、3億2,563万円を活用させていただくことになりました。

このほかの歳入・歳出では、それぞれ事業の確定、事業見込みによる過不足調整となっております。

以上によりまして、歳入・歳出予算にそれぞれ4億8,132万1,000円を追加し、歳入・歳出の予算総額を325億726万6,000円としたいものです。なお、年度中に事業が完了しない見込みの17事業に係る未執行分7億2,364万9,000円は、翌年度に繰り越して執行ができるように繰越明許費を計上しました。

また、南魚沼市看護師修学資金貸与に係る債務負担行為につきましては、募集の結果、貸

与予定人数が確定したことから限度額を変更しました。詳細につきましては総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、決定賜りますよう、お願いいたします。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、第1号議案につきましてご説明を申し上げます。最初に歳入・歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書で説明させていただきます。

14、15ページをお願いいたします。歳入でございます。11款分担金及び負担金、2項1目民生費負担金は、魚沼荘ほかの入所負担金などの実績見込みにより320万円の増。

2番目の表、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金は、実績見込みにより障がい者自立支援給付費国庫負担金1,042万円の増額。2節児童福祉費国庫負担金は、説明欄記載の1行目から3行目までは実績見込みによる増減でございます。4行目、過年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、施設型給付費負担金の精算による増額で、合計で2,735万円の増額。

3番目の表、2項2目2節児童福祉費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金は、事業費の実績見込みによる減額。保育対策総合支援事業費補助金は、県を經由する補助金のため、県補助金に移行することによる皆減となっております。2段目、4目土木費、1節道路橋りょう費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金において補助率増嵩の制度延長が決定したことから、当初予算で見込んでいた補助率の変更、さらに国の補正予算を含む額の確定見込みにより、それぞれ1億9,954万円の減額と、1億8,632万円の計上となっております。3段目、4段目、5目教育費、1節小学校費国庫補助金、2節中学校費国庫補助金は、いずれも申請数の増加に応じた補助金の増でございます。5段目、特別支援学校費国庫補助金は、補助対象経費の拡充による増額となっております。

一番下の表、14款県支出金、1項1目民生費県負担金は、次の16、17ページにわたっておりますが、2つ上の表、先ほど説明しました国庫負担金同様、それぞれの事業の実績見込みに伴う増減となっております。

16、17ページ、最初の表、2節児童福祉費の3行目、過年度子どものための教育・保育給付費県負担金も、施設型給付費負担金の精算によるものとなっております。

2番目の表、2項県補助金、最初の段、1目総務費県補助金、2行目、移住者受入体制支援事業県補助金は、お試し居住シェアハウス化の中止による減額。3行目、特定地域の自立・安全を支援する事業県補助金は、貯雪事業に対する補助で皆増となっております。

2段目、3段目、2目民生費県補助金につきましては、説明欄記載事業の実績見込みなどによる補助金の増減で、2節児童福祉費県補助金の4行目、保育対策総合支援事業費補助金は、国庫支出金からの移行で1,131万円の皆増となっております。4段目、5段目、4目農林水産業費県補助金、農業費と林業費は記載の補助事業の実績による増減で、3行目、経営体育成支援事業補助金、6行目、業務用米等多収穫・コスト低減推進支援事業補助金につきましては、事業未実施により皆減となりました。6段目、5目商工費県補助金は、消費者行政活性化事業において定住自立圏事業として予定しておりました事業の変更等により、117

万円の減額でございます。

最下段の表、3項委託金、4目土木費委託金、4節住宅費委託金は、修繕等の経費が補助対象となり、県営住宅特別修繕交付金115万円の皆増でございます。

めくっていただきまして、18、19ページ、最初の表、5目教育費委託金は、県営石打丸山シャンツェ管理委託金において全中ジャンプ大会の借用物品修繕費の確定による減額など。

2番目の表、15款財産収入、1項2目利子及び配当金は、財政調整基金、市民の文化・スポーツ奨励棚村基金、合併振興基金、それぞれの利子で、計611万円の計上でございます。

3番目の表、16款寄附金、1項1目一般寄附金では説明欄記載の皆様からご寄附いただいたもので、一般寄附金として25万円、2節ふるさと納税寄附金は、総額を約11億円と見込み、既決予算額との差額3億2,976万円を計上したものでございます。

4番目の表、17款繰入金、2項5目ふるさと応援基金繰入金は果実分として総額を約3億2,500万円と見込み、平成30年度事業に充当した額を除いた1億5,840万円を繰り入れるものでございます。

めくっていただきまして、20、21ページをお願いいたします。20款市債、1項1目合併特例債は、樋渡東西線事業に係るまちづくり建設事業債で、県の地域づくり資金貸付を含めて、1億5,940万円の減額。2段目、2目総務債は、牧之保育園、道路長寿命化事業などへの充当で、公共施設等適正管理推進事業債6,030万円の増額。4段目、4目土木債、1節道路橋りょう債の地方道路交付金事業債は、道路橋りょう維持補修事業費の増額や道路新設改良事業費等の調整によるもので、6,930万円の増額などとなっております。以上が歳入の補正内容でございます。

続きまして22、23ページ、歳出をお願いいたします。最初の表、2款総務費、1項1目一般管理費の説明欄、丸、職員費は、育児休暇取得者等の増、臨時雇用件数が少なかったことなどにより、合計で4,410万円の減額。

2段目、3目電算対策事業費の説明欄、丸、総合行政システム事業費、総合行政システム機器リース料は、基幹系システムのリース基礎額が確定したことによる500万円の減額。

3段目、6目財産管理費は、平成30年度の果実から30年度に充当した事業費を除き、ふるさと応援基金積立金及び財政調整基金の通常分利子の積立金として基金費4億2,537万円の計上。

次の段、7目企画費、2つ目の丸、企画補助・負担金事業は、国際大学コースへのふるさと納税寄附金による国際大学支援補助金4,046万円の計上。次の丸、メディカルタウン関連整備事業費は事業実績による精査で1,174万円の減額。次の丸、移住・定住促進事業費は、牧之通りでのお試し居住シェアハウス化の中止により400万円の皆減。次の丸、ふるさと納税推進事業費は、返礼率を下げたことによる業務委託料の1億3,871万円の減額。

最後の段、9目バス運行対策費、説明欄、丸、路線バス運行事業費は、運行実績による補助金額確定により、地方バス生活維持路線補助金223万円の減額。丸、市民バス運行事業費は、今後の執行見込みから市民バス運行補助金800万円の減額でございます。

最下段の表、3款民生費、1項2目心身障がい福祉費は、次の24、25ページにまたがっておりますが、説明欄の丸、障がい者自立支援事業費、介護給付費2,604万円。次の丸、重度心身障がい者医療費等助成事業、医療費助成金625万円は、いずれも実績見込みによる増額となっております。

24、25ページ、3目老人福祉費、説明欄の丸、老人保護措置事業費は施設入所者の変動により、老人施設入所措置委託料202万円の減額。丸、介護保険対策費（特別会計繰出金）は、地域支援事業費の市負担分の減、人件費の減などにより計569万円の減額。

3段目の4目包括支援事業費、4段目の8目老人ホーム魚沼荘管理運営費は、いずれも財源更正によるものです。

2番目の表、1段目、2項児童福祉費、1目子育て支援費の説明欄、丸、子ども医療費助成事業費は、支出見込みにより700万円の増額。

2段目、2目児童措置費の丸、児童扶養手当支給事業費、及び次の丸、児童手当支給事業費は、いずれも支出見込みによる減額となっております。

3段目、3目児童福祉施設費、説明欄の丸、公設民営保育園委託事業費、私立保育園委託事業費、次の26、27ページにわたっておりますが、丸、私立認定こども園事業費、丸、地域型保育事業費は、いずれもそれぞれの事業実績見込みによる増減で、総額では8,033万円の減額となっております。

26、27ページの2段目の表、3項生活保護費、2目生活保護扶助費、説明欄、丸、生活保護扶助費は、受給者数の増、医療扶助費の増に対応するため、計2,100万円の増額。

3番目の表、4款衛生費、1項保健衛生費、1段目、3目予防費、説明欄の丸、予防対策事業費は、実績見込みにより予防接種委託料1,150万円の減額。4目医療等対策費、説明欄、丸、病院事業対策費（特別会計繰出金）は、市民病院への資金不足に伴う病院事業会計補助金2億5,000万円と、診療収入の不足による城内診療所特別会計繰出金180万円の増額となっております。

続きまして28、29ページ最初の表、4款2項環境衛生費、2目斎場管理費につきましては、指定管理委託料のうち精算項目としている燃料費、電気料、上下水道料、除雪費について過不足を補正するもので、委託料150万円の増額。

2番目の表、3項清掃費、説明欄の1段目、丸、浄化槽事業対策費（特別会計繰出金）は、浄化槽事業費における市整備分の実績見込みにより、繰出金510万円の減額。2段目、丸、ごみ処理費は、可燃ごみ処理施設の機能低下に伴う魚沼市等への応急処理委託経費について、7月、8月の2回にわたり専決補正をいただき、計6,050万円を計上いたしましたところ、12月下旬に機能回復し、他市への処理委託も12月末で終了になったことによりまして、不用残を計1,700万円の減額。3段目、丸、可燃ごみ処理施設運営費は、LPガスの使用量見込みの精査により、燃料費900万円の減額。

3番目の表、6款農林水産業費、1項2目農業振興費の説明欄、丸、農業振興対策補助事業費は、経営体育成支援事業補助金は事業未実施のため900万円の皆減。青年就農支援事業

補助金は、対象者の減により 600 万円の減。次の業務用米等多収穫・コスト低減推進支援事業補助金は、申請者の辞退により 400 万円の皆減となっております。2 番目の丸、水田農業構造改革対策推進事業費は、それぞれの再生協議会の事業実績に基づく計 921 万円の減額。3 番目の丸、中山間地域等直接支払事業費は、新規予定集落の減により 574 万円の減額。4 番目の丸、農地中間管理事業費は、事業実績による農地集積協力金 627 万円の増。過年度国県補助金等返還金は、過去に契約した農地の解約によるものでございます。

続きまして 30、31 ページ。最初の表、4 目農地費の説明欄、県営事業負担金は、土地改良事業等に伴う市の負担金で、当初予算からの事業費の変更、国の補正により追加となった事業も含め、記載の 6 事業について整理したものであり、合計で 1,325 万円の増額となっております。2 番目の丸、農業集落排水事業対策費（特別会計繰出金）は、事業費精査による下水道特別会計繰出金の増額。3 番目の丸、多面的機能支払事業費は、過年度国県補助金等返還金で、協定農地が転用により減少したための返還金でございます。

2 段目、5 目揚水設備管理費の丸、揚水設備維持管理費は、六日町西地区の 5 組合に維持管理を委託しております、14 か所の揚水ポンプの電気料不足による光熱水費 130 万円の増額でございます。

2 番目の表、2 項 1 目林業振興費、説明欄の丸、森林資源活用事業費は、利用間伐の実施面積の減により 328 万円の減額。3 目治山振興費は事業費の確定による工事費 109 万円の減。

3 番目の表、7 款商工費、1 項 1 目商工業振興費の説明欄、丸、企業対策事業費は、雇用促進奨励金の対象となっていた各企業の雇用人数が減ったことにより、企業立地奨励金 150 万円の減額。次の丸、消費者行政活性化事業費は、次の 32、33 ページにわたっておりますが、2 市 1 町で進める定住自立圏事業として予定をしておりました事業について、講師謝礼や研修旅費など合計で 117 万円の減額。

2 段目、2 目観光振興費は、ふるさと応援基金繰入金 350 万円の充当による財源更正となっております。

2 番目の表、1 段目、8 款土木費、2 項 2 目道路橋りょう維持管理費の説明欄、丸、道路橋りょう維持補修事業費は、舗装工事に対する交付金事業がなくなったため、消パイリフレッシュ事業に振り替えて、国補正事業として実施するため、舗装工事費 4,020 万円の減額。

2 段目、3 目道路橋りょう除雪費の機械除雪費は、今後の降雪に備え、除雪等業務委託料 1 億円の増額。次の消融雪施設維持管理事業費は、今ほど説明いたしました最初の段の舗装工事費 4,020 万円の減額分を振り替え、国の補正予算事業として実施する消融雪施設工事費 4,020 万円の増額となっております。

3 段目、4 目道路橋りょう新設改良費の説明欄、丸、道路新設改良事業費、1 行目、市道改良工事費、2 行目、物件補償費は、国補正予算、交付金事業の調整を行い、市道改良工事に組み替えを行うもので、計 1,685 万円の減額でございます。

一番下の表、1 段目、4 項 2 目都市計画事業費、説明欄、丸、公共下水道事業対策費（特別会計繰出金）は、納付消費税の増と六日町浄化センター維持管理負担金の増により、下水

道特別会計繰出金 2,840 万円の増額でございます。

2 段目、4 目公園費、河川公園管理費の施設修繕工事費は、登川河川公園トイレ浄化槽の漏水を利用者のいない 3 月中に修繕したいもの。次の丸、塩沢交流広場管理費は牧之茶屋の改修について、出店希望者との協議が整わなかったため皆減となりました。

めくっていただきまして、34、35 ページ最初の表、5 項 1 目住環境整備事業費は、歳入でもご説明申し上げました、交付金による財源更正でございます。

2 番目の表、6 項 1 目国土調査事業費は、委託契約額の確定により 200 万円の減額。

3 番目の表、9 款消防費、1 項消防費は、いずれも地方債と一般財源の間の財源更正で、1 目常設消防費については、消防車両整備等の実績と訓練塔整備工事の実績による調整。2 目非常備消防費は、消防団車両整備の実績による調整となっております。

4 番目の表、10 款教育費、1 項 1 目教育委員会費、説明欄、丸、教育委員会一般経費は、ふるさと納税「国際大学応援と交流の推進コース」寄附金の 10%分、449 万円を国際交流及び文化・スポーツ基金に積み立てるもので、最後の表、2 項 1 目小学校教育運営費、丸、小学校管理一般経費は、いずれも不足が見込まれる燃料費 110 万円、修繕料 150 万円の増でございます。

次の 36、37 ページをお願いいたします。同様に光熱水費 700 万円と 42 万円の増額となっております。次の丸、要保護・準要保護児童援助事業費と次の丸、特別支援教育就学援助事業費及び 2 番目の表、3 項 1 目中学校教育運営費の丸、特別支援教育就学援助事業費は、いずれも見込みを上回る申請があったための増額となっております。

めくっていただきまして、38、39 ページをお願いいたします。最初の表、6 項 5 目文化施設費、説明欄、丸、文化施設運営委託事業費は、市民会館への学校教育課の移転に伴う、電気料、燃料費などの増加及び除雪費、修繕料の不足分精算見込みとして、指定管理者委託料 273 万円の増額。

2 番目の表、7 項 2 目体育施設費、説明欄、丸、体育施設管理委託事業費は、ディスプレイほか、南魚沼市文化スポーツ振興公社への指定管理施設における精算項目であります除雪費、燃料費、修繕料の不足分として委託料 264 万円の増額。2 番目、県営石打丸山ジャンプ管理費は、全中ジャンプ大会において借用する物品の故障に備えた施設改修工事費の減額となっております。

3 番目の表、11 款災害復旧費、1 項 1 目農林水産施設災害復旧費は、起債対象事業費の精査による財源更正でございます。

4 番目の表、12 款公債費の利子償還金は、利子の確定による長期債利子 4,300 万円の減額となっております。

なお、12 月定例会報告以降、これまでの予備費充用額は、12 件、523 万 6,000 円となっております。主な内容につきましては、節水機器設置補助金の不足分として 202 万 4,000 円、上越新幹線補償施設の野田の湯ノ沢揚水機場ポンプの故障修繕に 80 万 5,000 円などとなっております。以上が歳出の内容でございます。

戻っていただきまして7ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費でございます。提案理由でも申し上げましたが、記載の17事業、合計で7億2,364万9,000円を翌年度に繰り越して執行ができるよう、繰越明許費として計上させていただいたものでございます。なお、事業名では内容がわかりづらいものについて補足をさせていただきます。

最初の2款1項職員費は、会計年度任用職員制度の導入業務委託料、その次の内部情報システム事業費は内部情報系システムの新元号対応業務委託、メディカルタウン関連整備事業費は、天王町排水路整備事業用地の取得分、地域開発センター費は、五十沢地域開発センターの解体工事費。

6款1項土地改良事業費は、寺尾五日町地区の基盤整備促進事業。次の県営事業負担金は吉里地区ほか5地区の負担金。

8款2項道路橋りょう維持補修事業費は、全部で5件の市道橋の架け替え工事などとなっております。次の消融雪施設維持管理事業は、交付金の雪寒、消パイリフレッシュ事業の国補正分。次の道路新設改良事業費は、市道の改良工事、全9件分。

8款3項河川管理費は、城之入川転倒堰の施設改修事業計画作成等業務委託料。8款4項都市計画総務一般経費は、GIS整備業務委託料など。次の流雪溝整備事業費は、流雪溝の送水管の布設工事。

9款1項消防水利整備事業費は、耐震性の貯水槽建設工事。

10款2項小学校施設等整備事業費、次の10款3項中学校施設等整備事業費は、いずれも各学校のエアコン設置工事。

10款6項坂戸城跡整備事業費は登山道の整備工事。次の南魚沼市郷土史編さん事業費は、六日町史、大和町の近現代などの発刊に係る経費となっております。

次の8ページにつきましては、第3表、債務負担行為補正でございます。記載の看護師修学資金貸付に係る給付金の第1期生分の対象者が2名に確定しましたので、限度額を480万円としたいものでございます。

9ページは第4表、地方債補正でございます。歳入でも説明をいたしましたが、それぞれの起債において対象事業の追加や、事業費の増減等の調整により、表最下段の合計で補正後の限度額を2,490万円減額し、28億3,930万円としたいものでございます。

1ページに戻っていただきまして、第1条から第4条までについて、ただいま説明させていただきます内容でございます。以上で第1号議案の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 3点になるかと思えます。23ページの企画費の企画補助費、国際大学支援補助金についてであります。去年は件数が197件でありましたが、ことしはその件数が示されませんでしたので、お願いします。額にして考えてみますと、徐々に減ってきているようですが、どういった趣旨で始まってどうなっているのか、ちょっと詳しくわからないもので、もう少し教えていただきたいというふうに思います。

次に 33 ページ、一番最下段ですが、塩沢交流広場の話し合いが、要するに調整ができなくて皆減という話でありましたが、皆減ということはもうやらないということだと思っておりますけれども、どういふことをやろうとして結局だめだったといふのか、その辺をもう一節お聞きしたいなというふうに思います。

39 ページ上段ですが、文化施設運営委託事業費、指定管理者委託料の増額であります。これについては一体で「除雪費」という言葉が入ったのですが、教育部が移ったがために除雪費を増額してやらなければならないというあたり。あるいは暖房とかそういうものが、そういうふうにきちんと分割できて請求——要するに仕事量が増えたという形で増額してやる必要があるのかどうか、その辺をもう少しお聞きしたいというふうに思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 まず、ことしの件数についてのお問い合わせでしたが、大変申しわけないのですが、件数ちょっとここに持ち合わせておりませんので、後ほど調べて回答させていただきます。

内容、趣旨についてということについてでございますが、こちらのほうは平成 27 年度の年から始まっております。平成 27 年度の 12 月補正予算のときから始まっておりまして、その際にもご説明をして始まったところでございますけれども、国際大学さんのほうから市のほうに提案、要望という形で寄せられまして、今、市と元々結んでおります連携協定に基づいて、国際大学がより安定して地域に根差した経営をしていけるようにということで、国際大学を応援するためのコースをふるさと納税の中に設けようということで、両者一致して始まったものです。

そのうちの 90%分を国際大学のほうに補助金として交付をいたしまして、そしてその使い道といたしましては、国際大学のほうが今、ご存じだと思いますけれども、留学生の方が中におさまりきらずに、地域の中で例えばアパートとかにお住まいになっているということでございます。そういったところの住居費ですとか、あと夜まで勉強をやっておりますので、そこへの交通費といった直接的に留学生の支援に用いるものだけに用いましょうということとでスタートし、今に至っております。

先ほどおっしゃいましたように、額のほうは最初の年がやはり多くて、徐々に今は減っておりますけれども、ことしの補助金が四千数百万円ですが、最初の平成 27 年の年の補助金は 7,900 万円ほど、その翌年が 6,400 万円ほど、そして昨年が 5,700 万円ほどということで、残念ながら実際は徐々に減っている状況でございます。件数のほうは後ほどご報告いたします。以上です。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 2 番目の塩沢交流広場についてでございますが、商工観光課と連携しまして、商工会を窓口にして 2 年くらい前から打ち合わせをさせていただきました。出店希望者を募りましたところ、9 社ほどあったわけですがけれども、昨年、具体的な話を詰めていく中で、とても人件費を捻出するほどの売り上げが見込めないのではないかというような話が出まし

て、この話は残念ながら頓挫いたしました。

現在、ほかの方面を当たっておりますが、継続して予算に計上するほどまだ詰めておりませんので、一旦この場では落とさせていただきまして、また内容が細部にわたり詰めて決まりましたら、改めて新年度予算なりで計上したいと考えております。以上です。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 文化施設の指定管理ですけれども、これは除雪費、燃料費、修繕費につきましては、学校教育課が入らなくても、これは元々精算項目になっておりますので、特に除雪費については降雪量等の見込みに基づいた精算になります。

内訳でございますけれども、除雪については30万円ほどの増額。燃料費、これは学校教育課が入ったことによる増額理由になりますけれども、133万円ほどの増額。修繕料が60万円ほどの増額。電気料、これは精算項目ではございませんけれども、これが学校教育課が入ったことによる増額と思われませんが、55万円ほどの増額。水道費については若干の減額がございました。トータルとしまして一括委託料のほうで増額ということにさせていただくものでございます。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第1点目については大体私も聞いていて、段々減ってきているなということを感じています。ふるさと納税という形で、こういう形が出るというのを——収入のほうで考えると、ふるさと納税という項目で入ってきていますが、実際その10%を市で使えるというのは理解できるのですけれども、こうして減ってくるということになると、必ずしも通さないほうが、市を通さないほうが大学自体としてはメリットがあるのかなというような感じを私は思ったのです。その辺のメリットの関係と協力、応援の関係がどういうふうに、額が減ってくるとどんなものかというふうに感じるのですが、少し所見があったらお聞きしておきたいと思えます。

次の交流広場についてですが、かなりの額を盛っているわけでありまして、そういう事前の対応がどうも儲からないみたいだからやめたということは、ちょっとその信ぴょう性がどうか、その計画がどうだったのかというのを、もう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。でないと、ここできちんとしたお話がないということは、復活ができない可能性がある。要するに、今、都市計画課長の話でいきますと、もう少し詰めてから新たにというような話であります。当初計画がどうであったのか、もう一度商工観光の分野でしようかね、ひとつお願いいたします。

次の教育部についての指定管理費の増についてですが、私が一般的に考えると、電気料、メーター器を別にすればわかるだろうし、燃料関係もだと思えますが、どうもちょっと今の話を聞いた、アバウトな部分にアバウト的に盛っているかなというような感じがするのですけれども。1つの施設を管理する中で、こういった追加で指定管理料を払うというようなシステムなのか。指定管理自体がね。その辺はもう少ししっかりした、図書館であれば、多分、全部分割していると思えますよね。

共益費については割合が決めてあるとかという形になっているのですが、そういったその取り決めというのは、教育部が入る段階でこういった形をされていたのかというのが、ちょっと今の説明では、だろうから、これが増えたのはそのせいだろうとか、というようなことではないほうがいいかなというような気がしましたが、分離できるものかどうか。どういうところが分離できて、どういうところが分離できないのかというあたりの説明がないと、そうらしいから273万1,000円を増やしましたという話なのか、ひとつもう一回お聞きします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1点目についてお答えいたします。確かに段々減っておる状態で、今、約1割を市のほうでいただいておりますので、9割程度はわたっているという形に、計算上そうなるわけなのですが、国際大学を応援すると同時に、市の国際交流、あるいは国際化の推進ということも一緒に頑張っていきましょうということで、両者が合意して始まったものでございます。

ですので、市の1割分につきましては、インターナショナル・ビレッジ、イングリッシュ・ビレッジといった英語関係の事業ですとか、今は中心的には中学生の海外派遣事業のほうに行くための基金のほうにまず積み立てて、そこからまたおろして使うということに主に使わせていただいております。そのあたりは国際大学との話し合いの中で、そして国際大学の申し出として市のほうを介してふるさと納税という形で進めていただきたいということがありまして、そこを承諾したものでございます。

それと、先ほどの回答のときに漏れました件数でございますが、ことしの件数は200件ちょうどございました。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、塩沢交流広場の点についてお答えいたします。見通しが甘かったのではないかというお話ではありますが、当初、募集・公募といたしますか、声をかけたときは多数きました。その中には福祉施設的な部分も手を挙げたところもありましたし。ただ、そこでやはり、あそこで開くということになると、当然出店する方は採算が取れないとだめだと。その中では今、既存の牧之通りがあります。その牧之通り組合等の出店者等の兼ね合いもございまして、今回、出店という方向は開く形にはなっておりませんが、ここで頓挫したというよりは、ちょっと一旦仕切り直しをして、再度改めて塩沢広場のほうを有効利用をしたいと考えております。以上です。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 分離というお話がございましたけれども、市民会館につきましては、公民館部分、それからホール部分を含めて一体で指定管理ということで委託を出しております。その中で当然年々によって燃料費、修繕費、それから除雪、これはもう変わってきますので、それは精算項目として例年取り扱っております。

ただ、今回その学校教育課が増えた中で、当然燃料費も若干上乘せになった。除雪は違いますが、電気料もそうですが、それを先ほど言いました金額で精算見込みということ

で、今回精算をさせてもらいますので、そんなところで計上させていただいたわけでありませう。特にアバウトというわけではなくて、それぞれの金額を積み上げた中で、実績見込みということで計上してございます。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第1問目については大体了解いたしました。2問目も。

3問目ですが、やはり同じ社会教育、学校教育、もとは教育部だということになれば同じようなものですが、指定管理を受けるほうはそうではないわけで、同じ部局ではないわけですので、私はやはりそうしてもらえるのであれば、要するに、もとをどういうふうに案分したかというのが私はわからなかったもので、その率が決まっているのかなとか、面積割で――図書館の場合は面積割でしたよね、共益費はね。それも同じ社会教育課でやったわけですから。

そういうものをきちんとしておかないと、指定管理を受けるほうも増額いただければありがたいという話になってしまう。一応計画して受けているわけでありませうから、その辺をもう少し明確にしておいたらいいのかなと思ったもので、除雪費という項目が上がってきたのだから、うーん、除雪は同じにしているわけだがなということからそういう発想になったわけです。所見があったら伺って、今後どうしていく予定かひとつお聞きしたいというふうに思います。

○議 長 教育長。

○教育長 学校教育課は教育部でありまして、一体の教育部があつた建物に入つて、指定管理が出していくということでありませう。図書館については、いろいろの施設が、お医者さんであり、スーパーでありませうから、当然面積割で共益費を決めるのは当然でありませう。

そしてじゃあ、今までどうしていたかということ、今までもここで3月補正で精算というか、雪の降り具合だとかということ、こういう項目を出して補正をして支払つてきました。

今までと違つたのは10月9日に学校教育課が市民会館に入つて、教育部全体で機構がちょっと変わったということ、そういう項目が出るのは、来年度以降も――来年度以降は出ないな、予算組めるわけですから。ということで、図書館と今回の市民会館は別だということをご理解願ひたい。明確にわかりやすいと思うのですけれども。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2点お伺ひいたします。23ページの移住定住促進事業の件でありませうけれども、これは400万円少なくなつてゐる事業、中止したわけでありませう。お試し居住の中止、牧之通りですか、中止されたわけでありませうけれども、ちょっときょうの市長の施政方針を見たときには、移住定住促進の取り組みについては、来年度というか体験は一生懸命やるといふ、そういう所信表明だったかといふふうに私は捉へたのですけれども、ちょっと心配になってきました。なぜそのような状況になつたのかお伺ひさせていただきたいと思つていまふ。

2点目でありませう。2点目は皆さんも思つてゐると思つたのですけれども、33ページの機械

除雪費の件であります。ことしは例年になく生活にはちょうどいい雪であるわけですが、この春に向かってスキー関係等もちょっと心配な部分もあるわけですが、私は素人なりに、昨年度1億円の補正が出て、また今回1億円の補正が出るという。説明では今後の除雪に備えてという、そういう説明でありましたけれども、ことしの降雪量関係、数字等はどのようになっているのか。やはり民間もすごくその点は注視しているかと思えます。その点、ちょっとどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の牧之通りのシェアハウスの件でございますけれども、この場所につきましては、県の補助金をいただいて、市でシェアハウス、既存の建物を改修してシェアハウス化しようということで予算を計上させていただきました。ただその後、市内に民間の方が同様の機能を持つ、何ていいますか建物と言いますか、運営を開始いたしました。同じ市内に複数あってもいいのでございますけれども、そちらの運営が始まりまして、利用もありますことから、市としての事業実施を取りやめたという状況になってございます。また、民間の方々がやっていらっしゃる状況を見て、もっと需要がある、必要があるということであれば再度また検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 除雪費の関係でございますが、ことしの雪の降雪の状況ですけれども、2月19日以降は目立った降雪はありませんが、トータルで累計の降雪量が829センチ、8メートル29センチというふうになっております。昨年が11メートル54、その前の年が8メートル99ということですので、昨年よりは少なくなっておりますけれども、おとし並みに近い数字が出て降雪量があるということになっております。また、3月期間中の除雪費につきましても、例年の実績数から予測しまして、今回1億円という数字で補正を上げさせていただいております。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうすると、最初の1点目に関しては、民間でやっておられるという、これで進めていこうということですが、実績等のご報告がもしできるのであれば、どのような実績になっているのか。やはり市としてもかなり力を入れているわけですので、その具体性をもう少しお話を聞かせていただければありがたいと思っております。

2点目でございますけれども、例えばこの部分、今、数字的なものを聞かせていただきましたけれども、これは昨年、例えば私も昨年度言いましたけれども、春除雪という部分に関してのその考え方というものは、1年間たってやはり変わりはないのかどうか。

また、例えば私どもがGPSをしたときには、きめ細やかな、削減とともにきめ細やかなサービスを提供するというふうに私どもは報告を受けております。報告を受けた中でこのような数字になっているのです。例えば昔の町の体制のあるわけですが、それによって例えば除雪体制の仕方が、今、統制されているのかどうか。その点、もう一度お聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の実績等につきましては、申しわけありません。今、資料を持ち合わせておりませんので、調査の上、報告させていただきます。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 春除雪につきましては、例年4月1日以降ということで実施をさせていただいております。例外的に農作業、苗代等で使う田んぼ等につきましては、3月中、3月後半に一部やらせていただいておりますが、原則は4月1日以降に実施をしております。

それから、除雪費の削減という部分につきましては、排雪除雪する際の仮置き場、雪置き場の確保等も河川敷だけではなくて、新たな場所に確保したりということで削減に取り組んでおります。

それから、除雪の体制という部分につきましては、除雪の業務をそれぞれ4つの企業体に委託しておりますので、それぞれの企業体が早朝、深夜にパトロールを行った上で、基準の積雪量に達していれば除雪に出動をするということで、基準を守った中で実施をしております。

補正予算の冒頭でもお話が出ましたけれども、ことしは一晩に50センチ、60センチという大雪はなかったわけですが、除雪出動に基準を満たす雪が降雪日数としては数多くありました。そういった関係で1月中は昨年よりも除雪費については多くかかっているというような状況になっております。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 じゃあ、2点目のほうをもう一度お聞かせいただきたいと思いますが、そうしますと、例えばGPSをした中で、今、4つの共同企業体の部分でしていただけるということですから、それに関しては全く差がないという、そういう見方を私どもはしているというふうに感じてよろしいのか。

前のときは正直言って、その企業によっても違うというふうな、そういう報告も私は受けたときがあるわけでありまして。やはりそういう部分をきちんと精査していると思いますけれども、やはり今は市民が、すごくやはり財政がこう厳しくなったときに、例えば春の除雪に関してもそうです。すごくやはり市民、するしない、やはり農作業の場所はしなければいけないというのものもあるかもしれない。だけれども、毎年私は言っていて本当に申しわけないのですけれども、やはりこういう状況であるという部分も、市民にわかってもらうという努力もしなければ、私はいけないと思うのです。それも仕事だと思っております。大事な仕事だと思っております。私はそういう部分で、もう一度お願いしたい。

それともう一度、初歩的な質問をして大変恐縮ですが、これから毎年雪が段々少なくなってくることも予想されます。そうしたときに、我が市の待機料というのはどのような算出になっているのか。皆が確認するためにもう一度お聞かせください。以上であります。

○議 長 建設部長。

○建設部長 除雪の出動につきましては、先ほど申し上げた基準で出動しておるわけです。

し、スマホをそれぞれの機械に設置してありまして、その通った時間、軌跡もパソコンで確認できるわけです。同じ企業体の除雪の路線範囲であっても、山間部とまた平野部と雪の降り方も違いますので、その都度それぞれの担当職員も平地の除雪、降雪の状況も確認した中で、あまりに降雪が少ないのに出ているというような軌跡が見受けられれば、その都度企業体のほうへ連絡をしまして、状況はどうかのだと。この程度の降雪で出る必要があったのかという部分も、それぞれ確認をさせていただいております。

待機料の関係は、建設課長のほうからお答えいたします。

○議 長 建設課長。

○建設課長 待機補償料の関係ですけれども、平年降雪量で10メートル以下の場合で、待機補償時間としましては大型車の場合が240時間、小型の場合が半分の120時間でございます。以上でございます。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、3点お願いいたします。まず、8ページ、債務負担行為のところです。人数が確定したということで、2人、1人5万円、4年間ということになったのだと思いますけれども、今度透析の看護師も県のほうに帰るということで、看護師不足は本当に尋常ではないというような、多分状態だと思うのです。期待どおりにはなかなかいかなかったのですが、この貸与についてどのような取り組みをしてこられたのか、ちょっとまず聞いてみたいというふうに思います。

次が15ページです。一番下のほうに教育支援体制整備事業費補助金というのがありまして、説明では補助対象の拡充によってというようなことだったのですけれども、私の調べ方が間違ったのか、当初予算も補正もない。多分ここが出てきたのではないかな——違うかな——と思うのですけれども、どっちにしろちょっと内容がわからないので、補助対象が拡充になったのだけれども、これはどういうふうな整備事業なのかというところを教えていただきたい。

もう一点が17ページです。移住者受入体制支援事業県補助金で200万円の減額。これも説明では、お試し居住、そしてシェアハウスか何かの、シェア何とかという話が、そこら辺が中止になったのでということですが、これについても取り組みは今までどういう取り組みをしてきてだめだった、中止になったのかというところをお聞きしたいと思います。3点お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今ほどの修学資金貸与の関係でございますが、この条例につきましては、6月で条例制定をしておりました。その関係で北里学院さんのほうの総合的なパンフレットへの記載等も遅れ、また市のほうのPR不足等もあったかと思っております。対象が推薦枠ということに絞っておりました。

今年度につきますと、指定校推薦で2名の方、地元の高校になりますけれども、ここからの2名の推薦の方が応募していただいたところです。そのほかに社会人枠ですとか、公募制

推薦、あと4項目の推薦の中から選出するということがあったわけですが、その点でやはり年度始めからそういったことで行いますということで、学生さん、社会人の方に周知をするという方法を取れなかったという点が、非常に大きかったかと思っておりますので、新年度に向けてはその反省を生かしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 2点目の教育支援体制整備事業費補助金でございますが、これは切れ目のない支援体制整備充実事業でありまして、特別な支援を必要とする子供たちへの就学前から学齢期、社会参加まで切れ目のない支援を行うために、その支援体制を整備するために行っている事業でございます。

具体的には今、インクルーシブ教育推進室というのを設けまして、特別な支援、障がいとかある方々の支援を小さいときからずっとデータ等を引き継ぐ中で支援をしていこうという形で考えております。

これはですね、当初私どもはSSWといいまして、スクールソーシャルワーカーですね、そういった方の経費が補助対象にならないというふうに考えていたのですけれども、それが補助対象になるということがわかりましたので、その分もちょっと変更させていただきまして、この増額になったものでございます。以上です。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 3番目の質問についてご答弁申し上げます。先ほどの県の補助金をいただいた形での受け入れ体制のほうですが、先ほど答弁申し上げましたとおり、うちのほうでは1か所、大和地域で1つお試し居住の施設がございます。新たに坂戸地域のほうで、何ていうか、スクールの関係ですとか、教育の関係でそのような設備も立ち上がりました。そのような動きの中で、このたび塩沢のほうでも住宅を貸していただいて、そのような施設に使わないかというようなものが動き始めましたが、今のところはそちらのほうはまだ充足してございませんので、このたびは中止、取り下げということになっております。以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2番目のものはわかりましたので、1番目と3番目。債務負担行為の関係ですけれども、ことしの場合は6月からということでPRとかその取り組みが十分でなかったというところはわかりました。私が心配するのは、この条例制定のときにちょっと話をしたのですけれども、これは北里ということで限定なのですよね。そういうところにやはり応募が伸びないところが、私はやはりあるのではないかという気がするのです。

だけれども、実際の実情は大変な状態だと思うのです、またここで減るので。だからそこから辺りやはり考える要素が、この取り組みが遅れたというだけではなくて、そういうところの修正をしていくとかというか、そういうところの考えというか気づきというか。そういうのはなかったのかというのをお聞きをしたいというふうに思います。

もう一点がその3番目の移住者受入体制支援事業の件ですけれども、大和と坂戸にあって塩沢で動き始めて、塩沢はだめだったので中止したと。私はどういう取り組みをしたかとい

うことなのですね、このために。お試し居住のために。私が期待しているのは、いつも田舎暮らしセミナーといいますか——田舎塾か、というようなのをやっていますね。そういうのをやっています、そういう取り組みが、このお試し居住のほうへつながっていかない。ここが一番私は問題だと思うのです。

そして、塩沢のほうはまだ体制が整っていなければそれはだめですよ。大和、坂戸はあるのでしょから。そういうのをしていかなければ、お試し居住ができますよ、さあどうぞと言っただけだと、私は来ないと思うのですね。田舎塾とかそういうものの継続の中で、そこでその人たちの受講生を今度はじゃあ、お試し居住をやってみてくださいというような、そういう引っ張ってくるというか、そういう戦略的なことがないと、お試し居住を上げただけだと多分、来ませんよ。そこら辺の考え方をちょっとお聞きしたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 看護師修学資金の今回の市で設置した部分につきましては、ここに住んでいる学生がこの学校に通って、この病院に勤めるという、3つの部門を満たす方に限定した修学資金という制度をとっておりますので、この部分を崩さない形で今はまだ初年度ですし、動いているところです。

ほかに看護師不足に対応ということの部分については、それぞれの病院での修学資金貸与、あと県の貸与等もあります。それらの修学資金とも併用が可能な制度にしてありますので、広く学生を求めて、看護師を求めてという方法は、その部分も可能かと思っておりますので、まだ少しその制度を、今の制度を継続して様子を見ていきたいというふうに考えています。以上です。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 ただいまお話がございました、田舎ライフ塾の関係で、現地交流会がございまして、既にある施設ではお試し居住をしております。その後でもそのような方でもう一度来たいというふうな形でのものもございまして。その2か所だけではなくて、やはり市内にはUターン、Iターン等で移住者の方がお使いになっている宿もございまして。

そういうふうないろいろな形でご紹介等はしておりますが、さすがに今のこの時点では、なかなか塩沢のほうの施設に400万円を投じるところまでまだ至っていないという状況でございますので、今後検討させていただきます。以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 若干私が勘違いしたところがありまして、大変申しわけなかったですけれども。最後の問題だけですが、お試し居住を中止にしたというのは、では塩沢だけということ、そこら辺がちょっと私が勘違いだったのですけれども。

では、既存である大和地区に1か所ありますよね。そして坂戸にあるということですが、そのお試し居住は、今回予算も残っているのですけれども、今までどのくらいの活用というか、利用というかがあったのでしょうか。

○議 長 U&Iときめき課長。

OU & I ときめき課長 先ほど中沢議員に対する保留もございました。そちらのほうで、今年度の状況をご報告申し上げます。まず、民間でやられておられる方というところ、ちょっと今、手元には、今年度また大学ですとか企業等でお使いになられた方、こちらのほうが約 15 名くらいの利用人数がございます。こちらは延べではございません。人数は今手元でございますので、ご説明を申し上げます。

大和地区でやられたほうのお試し居住の関係ですが、約 30 名の方がご利用になっている状況でございます。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 点ほどお願いいたします。まず、23 ページのふるさと基金の業務委託料の 1 億 3,871 万円の減でありますけれども、昨年 11 月にシステムの変更をして、その後この 3 月末までで寄附金全体が 11 億円であろうという今の見通しでありますけれども、この減というのは、システム変更をして、その後来るであろうという寄附金に対してこれだけの業務委託料が減ったというふうに考えていいのか、ちょっとそこら辺の中身をお聞かせ願いたい。

それから、29 ページ、農地集積協力金ですけれども、627 万円の増ということであります。一番は農地集積に期待をしていた中で、今回の事例は、年が明けるともうその耕作ができないということであろうというふうにお願いしたいという方が出たり、あるいは大規模でやっている方といろいろ交渉してきた中で、農業委員会が間に入って、話し合いがついて、ではこういう形でやりましょうというふうになったというような、いろいろな事例があるわけですが、今回の農地集積のほうの事例の中身についてちょっとお聞きしたいなど。

それから、同僚議員から出ました 33 ページの、私は機械除雪費とその下の消雪施設維持管理事業費 4,020 万円の増であります。同僚議員から出ましたけれども、予算に盛ったから機械除雪は全部使い切るという考え方ではなくて、やはりこういう少子化の年にはね、何年かあるわけですが、そうするとやはりその……（「少子化か」と言う者あり）少雪、失礼しました。少雪の時期があるわけですが、行政区からの要望の中で一番多いというのは、多分その消パイの井戸の掘り返しであったり、メインパイプであったり、そういう事業が圧倒的に多いわけです。

そうすると、今回の消融雪の工事 4,020 万円ですけれども、これをもし井戸の掘りかえとすれば 1 本か 2 本くらいしかないという状況であります。相当の要望が多いという中でこれに答えていくという姿勢を、なかなかその当初予算で見込むのが非常に厳しい。交付金頼みでありますからね、厳しい中でありますけれども、こういった補正をしたときに、もしもこれを残せるというのであるならば、これはやはりそういう方向に振り向けていくという考え方も示していくということが、これから行政区に対するきめ細やかな対応ではないかと思っています。その辺は建設部としてはどのようにお考えになったのかなど。以上 3 点を伺います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1 点目のふるさと納税に関する委託料の減額 1 億 3,000 万円の件でございます。

す。ご存じのように11月の中ごろ、おおむね5割の返礼から、おおむね3割以下の返礼にしました。その当初は1年間分は全ておおむね5割ペースでいく返礼と見込んでいたところですが、それが途中で3割になりましたので、残りそこからが一番集中する11月、12月でございますけれども、そこでの寄附をいただくものにかかる委託料とは、その中に返礼品が入っておりますので、その部分が5割から3割に減った。その2割分減ったのがこの1億3,800万円という分の減でございます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2点目の農地集積、これが市長の施政方針でもありましたが、今年度約10ヘクタールほど増えております。この農地集積の内容ですが、特に細かいところまでの数字はいただいておりませんが、ほとんどの方がやはり後継者不足、高齢による後継者不足。この部分が集積のほうに話がまとまったのが大きいというふうに聞いております。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 今ほど議員からのお話もありました、消雪パイプの関係ですけれども、確かに各行政区からたくさんの要望をいただいております。市道の消雪パイプの井戸が700本以上あるわけなのですが、中には経年劣化で非常に不具合を来している部分もあります。そういった路線については、緊急的に機械除雪で対応しているというような除雪もありますので、更新事業につきましても、国の交付金の獲得、それから補正予算での獲得を極力できるようにしまして、更新事業を推進していきたいというふうに考えております。

また、除雪費の委託料が余ったからといって直接また工事費に回せるわけではございませんが、長期的な部分で的確な降雪予報をして、除雪費の削減にも努めてまいりたいですし、市民の要望に応えられるような体制をとっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 委託費のほうは従来型で3月末までした場合についての予測から、これだけの減額だということで、これは承知をしました。

実際の返礼品のほうの市のホームページを見ましても、圧倒的に米、それも雪室でしたか。人気のあるのは早々にその画面が消えるといいますか、完売ということで、徐々に下の方の方が上がってきているというのが出ていましたけれども、やはり圧倒的な米という部分がありました。昨年度は相当収穫量も落ちましたし、品質については間違いないのでありましようけれども、こういったところがどれほど影響が出るかなというふうには思っていたのですけれども、11億円に近いというところが出ましたので、非常に影響はなかったかなというふうには思っています。それにしても業者のほうのマージンといいますかね、これがこれほど大きく差があるものかなというのは、数字からも本当にびっくりするような数字が出たなというところでもあります。

それから、農地集積の部分ですけれども、問題は5反歩以下であったり、あるいは1町歩から2町歩でかなり頑張っていた方が、もう限界だということで委託をしてくるという

ころは、こういう傾向が出てくるとするならば、これは新年度予算の中で農業委員会のほうがどういう働きかけをしてくるかわかりませんが、非常に大きな部分ですね。

ですので、今年度の傾向も多分、昨年とはそれほど変わらないと思いますけれども、ただ、米があまりとれなかったというところで、なかなか農業を続けても厳しいというところが出てきて、これから1町歩から2町歩の間の、私の近辺でいけば大作でありますけれども、その方たちの委託ということが当然大きな議論になってくるかと思っています。

あわせて土改の部分についても、いろいろとまた方針も出ているようでありますから、こういうところは十分に担当課としては傾向を読み取っていただいて、集積ということに生かしていただきたいと思います。

3番目については、建設部長のおっしゃるとおり、交付金事業でありますから、機械除雪分を消パイのほうに振り向ける。なかなか難しいのですよ。難しいけれども、あえてそこに踏み込んで頑張るのだという姿勢が見えれば、やはりその行政区の方たちの要望が、多少なりとも前進するのかなという希望が出てくるのです。そういったところの姿勢を見せていただきたいということで、もう一度お考えがあればお聞かせ願いたい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 確かにたくさんの方の要望が寄せられておまして、実情を見ると本当に道路が通れないというような状況もありますので、深刻に捉えております。予算の確保、それから交付金の確保を目指して、地域の安定のために事業を進めたいと考えておりますので、引き続き頑張りたいと思います。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 23ページのふるさと納税です。業務委託料で、見るには今いろいろ言ったところに委託をしているのですけれども、その当時3年前くらいですか、日本一の都城市に我々が行ってきたときは、市のほうでかなりの雇用で、17人くらいの体制をとってやっていたという部分がありました。市の雇用という部分もそうですし、できる部分はそういった臨時さんとかを得た中で、今、委託している部分を、市内でやはり金を回したほうがいいかなと思うので、そういうことも考えていくべきではないかなと。宣伝の部分はどうしてもしょうがない部分はあると思いますけれども、ホームページだったりいろいろできる部分は、行政でもやっていったほうがいように感じられますけれども、どういうふうに感じられるかお答えいただきたい。

除雪費ですけれども、今回7.8キロでしたかね、今までの除雪路線をしなくなりました。今ほどの話ですと、農地にかかる部分の雪出しがあるかなというような予算で組んであるのかもしれないですけれども、かなり行政がそう言われたことによって、まあ1本くらいこの道をなくても大丈夫かなというような形で納得していただいた行政区もかなりあるのかなというふうに思っていますし、逆にそういうところに結構雪をちょっとためてしまっている部分もあるのですよね。しなくなったので、結構その今の路線の雪を除雪しなくなった道のところにためているような部分もあって、どれくらいで解けるのかなというふうにちょっと考

えているのですけれども、なくなるまでがね。

そういった部分もあるので、今後そういうところの調査というのは、今年度やったことに對してしていくとは思いますが、要望があればそういうところも、なるべく早くは農地に近いところもあるので、どうなのかなというのもあるので。その辺がもし考えがあったらお聞かせいただきたいのと。

以前、ずっとここ濁水で西山のほうが特にそうなのですから、農林のほうと国交省のほう、国のほうで何とか雪出しをするのであれば、そういう溜池ではないですけども、山の上に持って行って、濁水状況のときに使える水をどうかなというような意見を私言ったことがあると思うのですが、実際そういう国にヒットするような補助があったのか、なかったのか。そういうことを本当に検討していただいたのか、もしお答えいただければと思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 今ほどの1点目、ふるさと納税の事務の関係でございます。今おっしゃるとおり、委託をかけておりますので、返礼品ではないその事務の部分の委託関係で、寄附額の12%という委託料がかかっております。11億円からの寄附額をいただきますので、そのうちの12%を使うと思えば、市でも相当のことはできるかと思われま。ですので、こういった昨年、ことしの実績を見て、うちの市にはこのくらい入るのだということがそれこそわかってきましたので、これからその事務を委託でなくて直営でどう進められるかというのが、今後まさに課題かと思えます。

それによって削減ですとか節減ができるのではないかと考えておりますが、いかにせん以前はそれがどのくらいいただけるのかというのがさっぱりわかりませんでしたので、ともすると費用のほうがかかってしまうとかという可能性もありますし、年末とかの一番混んでいるときにどれくらいの、コールセンターではないですけども、対応職員がいないと受けられないのかとか、そういうこともわからない状態でしたので、これからそういった実績をもとにいろいろな検討ができるのではないかとこのように考えております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 今年度から除雪計画に反映させていただいております、削減路線の関係ですけども、具体的にはまだ直接削減した路線がこうだとか、ああたとかいうご意見はいただいておりますが、一部からはちょっと遠回りになって困ったなというような声も若干は聞こえております。

それから、除雪しなくなった路線で今までの路線と違うわけですので、雪を押し込むというような状況になっている箇所もあろうかと思えます。雪消えの時期については、非常に気候に左右される部分がありますので、なかなか予測が難しいところですが、確かに山になった部分はどうしても最後まで残ってしまいますので、そういった部分の対応を今後どうするのか、その辺もちょっと考えていきたいとは思っております。

それから、濁水に對した雪の活用ですけども、排雪場所としては、基本的には河川敷

を排雪場所として春に作業をさせていただいておりますが、運搬距離がまた長くなると排雪費用もかさむというような事情もありますので、たくさん雪を排雪する箇所近くの山間地域に適切な場所が確保できれば、全体の排雪費用が削減になりますので、そういった箇所がないのか、まだ具体的に検討しておりませんが、今後ちょっと検討していきたいというふうには考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第1号議案 平成30年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第12、第2号議案 平成30年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第2号議案 平成30年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、国、県の補助金の額が確定したことによるものであります。保険給付費等交付金のうち、特別交付金で算定される直営診療施設特別経費について、ゆきぐに大和病院及び市民病院の特別経費として、日当直の応援医師に係る費用などの算定額が確定したことから、歳入の県補助金を250万円増額し、歳出の繰出金にも同額を計上して病院事業会計に繰り出すものであります。

このほか平成29年度の特定健診、保健指導の国庫負担金の額が確定し、返還金が生じたということから、歳出の償還金を39万円増額し、予備費を同額減額とするものであります。

以上により、歳入・歳出予算にそれぞれ250万4,000円を追加し、歳入・歳出予算総額を56億5,751万6,000円としたいものであります。よろしくご審議の上、決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第2号議案 平成30年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、第3号議案 平成30年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第3号議案 平成30年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、第1号被保険者保険料の収入見込み及び地域支援事業の実施見込みによる事業費の精査に基づくものであります。歳出の主な内容といたしましては、総務費、地域支援事業費において、事業の実績見込みにより経費を減額するとともに、収支の精査結果に基づき、準備基金積立金を増額するものであります。

歳入では第1号被保険者の保険料の増のほか、歳出で減額となりました、地域支援事業費に対する財源として国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれルールに基づく負担割合により減額をするものであります。

以上により歳入・歳出予算にそれぞれ4,591万9,000円を追加し、歳入・歳出予算総額を66億6,736万円にしたいものであります。

詳細につきまして福祉保健部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いをします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

事項別明細書で説明いたしますので、議案書の8ページ、9ページをお開きください。

まず、歳入になります。最初の表、1款1項1目第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料について収入見込みにより補正するものです。現年度分では、当初予算計上時に第7期計画の保険料が確定しておらず、基準月額を6,038円で計上しておりましたが、最終的には第7期の基準月額が6,351円となったことにより、保険料が6,436万円の増額となったものです。滞納繰越分については、予算額240万円のところ306万円ほどまで伸びる見込みが立ったことから65万円を増額するものでございます。

次に下の表、4款国庫支出金から、次のページの8款1項一般会計繰入金までは、事業費に対するルールに基づく補助金になります。

また8ページ、9ページに戻っていただきまして、2番目の表、4款2項2目地域支援事業交付金の725万円の減は、介護予防・日常生活支援総合事業対策経費2,903万円の減額に負担割合25%を乗じたものです。下の段、3目、同じく地域支援事業交付金の包括的支援事業及び任意事業の136万円の減は、対象事業費355万円に負担割合38.5%を乗じたものです。

その下、5目保険者機能強化推進交付金828万円の増は、平成30年度から新たに設けられたもので皆増になり、地域支援事業に充当しております。

その下、6目介護保険災害臨時特例補助金は、東日本大震災避難者保険料減免に対する国庫補助金で対象者は2名になります。

下の表、5款1項2目地域支援事業支援交付金の783万円の減は、介護予防・日常生活支援総合事業対象経費2,903万円に27%を乗じたものでございます。

その下の表、6款2項1目地域支援事業交付金の362万円の減は、介護予防・日常生活支援総合事業対象経費2,903万円に負担割合12.5%を乗じたものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。一番上の表、2目、同じく地域支援事業交付金の包括的支援事業及び任意事業の68万円の減は、対象事業費355万円に負担割合19.25%を乗じたものです。

中ほどの表、8款1項一般会計繰入金のうち、2目と3目の地域支援事業繰入金は、地域支援事業費の減に対して、それぞれ一般会計からの負担割合12.5%を乗じて得た362万円と19.25%を乗じて得た68万円を減額するものでございます。4目その他一般会計繰入金は、介護保険課の人件費の精査による138万円の減額になります。

下の表、10款2項3目雑入の地域支援事業雑入は、食の自立支援事業の配食サービスの実費徴収金で、実績見込みから合計98万円の減額になります。

12、13ページをお願いいたします。歳出になります。はじめに1款1項1目一般管理費です。職員給与費は介護保険課職員分の給料精査による145万円の減額です。

1つ飛ばしまして、下の表、2款1項1目介護サービス諸費は、居宅介護サービス全体の見込みから592万円の減額。

その下の表、2款3項1目高額介護サービス費は、制度改正により現役並みの所得を有する利用者の負担割合を2割から3割に引き上げたことにより、高額介護サービス対象分が増となったことによる592万円の増です。

一番下から次のページ、14、15ページ、3款1項1目サービス事業費は、説明欄の丸、通所型サービスは、通所介護相当から通所サービスAへの移行が当初見込みより大きく、全体では2,331万円の大きな減と見込みました。

次の丸、訪問型サービスは、訪問介護相当の利用数が訪問型サービスB——シルバー人材センターによるものですが、こちらへの移行などがあり、60人見込んだところ40人ほどとなっていることから、全体で317万円の減と見込みました。次の丸、生活支援サービスは、

配食サービスになります。食数は増加傾向にありますが、当初の予定ほど伸びていないことから 109 万円の減と見込みました。

次の段、2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、市内居宅介護支援事業所への介護予防ケアマネジメント委託料件数の減により 194 万円の減と見込みました。

下の表、3 款 3 項 2 目権利擁護事業費は、人員配置の関係による給料の減額になります。同じ表、4 目任意事業費の説明欄、その他事業費は、総合事業対象外の方への配食サービスになります。増加傾向にはありますが、当初見込みを下回っていることから 109 万円の減と見込んだところです。

下の表、5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は、保険料の増額などもあり、積立金を 8,087 万円積み増すことができたことによる増額になります。これによりまして年度末の基金積立金は 3 億 5,800 万円ほどとなる見込みであります。以上が補正予算の説明です。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけお願いします。私はちょっと理解できなかったもので、確認といたしますか、聞きたいのですけれども、15 ページです。14 ページからつながるのですけれども、通所型サービスの関係ですが——通所型サービス、訪問型サービス、生活支援サービス等々なのですけれども、今の事業の移行、B への移行というそこら辺がちょっとよくわからないのです。

私はずっとこれを追っているのですけれども、当初予算 6,800 万円くらいから大分減って 4,400 万円。年度別を見てもどんどん減っている。この地域支援事業の中の介護予防生活支援事業、サービス事業というのは、介護になる前の予防事業なので、大変重要な事業だと思うのですけれども、非常に事業量が減っているというのが、私は例えば対象者把握、そういうのがやはりうまくできていないのかなという不安もあったのです。今の説明だとちょっと事業への移行というようなことで減っているということなので、その辺ちょっと私はそこら辺専門的になってきて説明がわからなかったもので、そこをもうちょっと説明していただきたい。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 対象者把握ということなのですけれども、うちのほうでは前は基本チェックリストというのをを使って対象者の把握をしておりましたが、その基本チェックリストに基づいた対象把握というのは取りやめにさせていただきました。そのかわりということで、うちのほうは介護保険の申請をまずしていただいて、そこで要支援 1 以上になる、ならないところをまず把握した中で、その中で要支援 1 以上になった方については、また総合事業の中でサービスを使っていただく。また、要支援 1 にならなかった方についても、また事業の中で対象者を救っていくというような形に切りかえさせていただきました。

したがって、対象者の把握をしていないのではないかとということでございますけれども、今言ったような形で対象者のほうの把握をさせていただいて、事業のほうを行っているとい

うこととございます。

また、要支援1以上の出た方につきましても、通常の通所介護、訪問介護のサービスがあるわけですが、対象者の、いわゆる要支援1以上の出た方については、サービスの利用予定者、それから家族の方と相談をさせていただいた中で、通常の今までの訪問介護、通所介護のサービスがありますよ、という案内とともに、今議員もおっしゃった通所のA、いわゆる筋力アップ教室、あとは訪問介護でありますと、訪問介護Bということで、これはシルバー人材センターのほうに委託をしているわけですが、そういうようなことで、うちのほうでこういうサービスがありますよ、ということでお願いをいたしまして、通常の今まである訪問介護、通所介護並びに総合事業のほうで新たに始まった通所A、それから訪問Bということで、お客さまの要望のほうに答えさせていただいて、サービスをお客さまから決めていただいていると。以上でございます。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 対象者把握ではないということで、一安心したのですけれども。その中でもう一つだけ、では確認したいのですけれども、シルバー人材センターのほうに移行になったというところでね、減ったということなのでは、私がおもう一つ心配しているのは、この事業が始まる時に、総合事業の推進体制ですよね、それがなかなかこの地域のその体制と言いますか、その事業所が追いついていかないというのが、当初、私は感じていたのですけれども、そういうのは、では、ないということでしょうかね。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 例えば1つの例として通所のAです。いわゆる筋力アップ教室の関係ですけれども、当初スタートしたときには塩沢地域の事業所の立ち上げが遅れておりました。ところが現在は3地域ともに事業所としては活動しておりますので、今のところ特段問題はないというように考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第3号議案 平成30年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第14、第4号議案 平成30年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予

算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは第4号議案 平成30年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正は今年度の実績見込みによる診療収入をはじめとする諸収入及び運営経費の精査に基づくものであります。主な内容といたしましては、歳出では総務費のうち、職員給与費を212万円、非常勤医師等賃金、施設管理費などのこの一般経費を299万円減額したほか、医業費の不用見込み額125万円及び予備費50万円を減額いたしました。

歳入では外来患者の減少などにより、外来収入を900万円減額した一方で、健康診断件数の増により諸検査等のこの収入を12万円、その他の収入を22万円追加をいたしました。これらの増減によりまして、支出に対しての収入の不足する額180万円を一般会計からの繰入金として計上いたしました。

以上によりまして、歳入・歳出予算をそれぞれ686万円減額いたしまして、歳入・歳出予算の総額を1億464万5,000円としたいものであります。詳細につきましては、福祉保健部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、決定を賜りますようお願いをいたします。

○議長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第4号議案の詳細についてご説明申し上げます。事項別明細書で説明いたしますので、議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、市長の提案理由にありまして、外来収入が当初見込みを下回ったための減額補正でございます。最初の表、1款1項1目外来収入は、現年度分につきまして当初1日平均28人と見込んでいた外来患者数が25人前後と見込みより落ち込んだことによる900万円の減額です。

下の表、3項その他診療収入につきましては、1目諸検査等収入は、事業所等の健診件数が増えたことによる12万円の増、2目その他収入では市からの予防接種等の受託収入で22万円の増額です。

4款繰入金、1目一般会計繰入金は、年度当初4,700万円をお願いしていたところ、一般会計繰入金につきまして、歳出に対して不足する額180万円を追加するものでございます。以上が歳入になります。

10ページ、11ページをお願いいたします。続いて歳出でございます。上の表、1款総務費、1目一般管理費です。最初の丸、職員給与費は正職員4人の給料及び手当等について確定見込みによる212万円の減額。下の丸、一般管理費は、非常勤医師等の賃金と施設の管理に要する経費ですが、各項目について精査を行い、減額したものでございます。下から5行目、医事事務委託料につきましては、委託先と職員配置等について協議を行ってまいりましたが、11月末で委託契約を解消することとなり、12月から直営により実施しているところであります。臨時職員対応ですが、委託時からの継続職員がいることから業務は支障なく進めているところでございます。この関係で医事事務の189万円の減を主なものとして、全体で299万

円の減額といたしました。

下の表、2款1項医業費ですが、1目説明欄の丸、医療用機械器具費は、医療用機器の維持管理に関する経費の確定見込みから80万円の減額。2目説明欄の丸、医療用衛生材料費は、診療時の薬剤・ワクチンや衛生材料などですが、確定見込みから45万円の減額でございます。

4款1項1目予備費は、確定見込みにより50万円減額するものでございます。補正予算の詳細につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議 長 質疑を行います。

20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 患者数が減ったということで、高橋先生がいなくなってから、多分、非常勤医で運営はしているとは思いますが、非常に1日30名を切るような患者数になってきていて、所信表明では第2、第4ですか、土曜日をやるということであれなのですが、うちの市がいっぱいお金がある市だったり、離島とかであれば行政の金でやるのも仕方ないものだと思いますが、ある程度もういろいろやった上で、いつまでに答えを出すかという部分は、今までやった経緯というものはわかりますけれども、車のアクセスだつてすごく便利だし、民間でやっていらっしゃる診療所もあるわけですので、ある程度考えていくべきではないかなというふうに思います。それについて市長、お答えいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ここでは詳しいところまではちょっと申し述べませんが、新しい年度でやはりきちんとこれは方針を打ち立てていこうということで、そういう考えでおりまして、その向きで進めていきたいと思ひます。今ここでどうするかということについてはちょっと差し控えたいと思ひますが、いずれにしても、もうそういう状況。本当にこれからの方向性を出すべきところに来ているのではないかという思いでおりますので、新年度、皆さんにもご相談申し上げるときもあるかもしれませんし、それはわかりませんが、いろいろな形でご意見等も賜る中で、方針を決めていきたいというふうに考えております。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 この減額補正ですけれども、次年度、例えば誰かやっていただけるようなことを全国に公募をすとか、例えばそれはもう民間に全部あげられるようなシステムでいけるかどうかちょっと、そのつくった経緯上のお金の発生している部分でわかりませんが、そういうふうに行けるかどうかはわからないのだけれども、そういうような模索もした上で、やはり本当に考えるべき時期がいずれか来る中で、早い段階でしないといろいろにまたあてられる部分もあると思ひるので、そういう部分を考えていくべきだと思ひます。もう一点、そこについていかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 貴重な意見として承りますが、これまでもいろいろなことを考えてやってまいりました。しかし、なかなかそれが実現できない点とかもいろいろある中で、きょうに

至っているということもご理解を賜りたいと思います。いずれにしても大変大きな課題だというふうに考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第4号議案 平成30年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 会議の途中ですが、休憩といたします。再開を3時20分とします。

〔午後3時04分〕

○議 長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

〔午後3時20分〕

○議 長 日程第15、第5号議案 平成30年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第5号議案 平成30年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事業費の確定や決算見込みによる予算の過不足調整を行ったものであります。歳出では、総務費及び施設管理費において、消費税の中間納付の不足分2,632万円、流域下水道の維持管理負担金1,700万円を追加したほか、決算見込みによる過不足額を計上しました。下水道事業費では、事業確定や決算見込みにより主に補助事業に附帯する単独事業費などを減額し、流域下水道及び浸水対策事業では、県事業の先送りなどにより減額をしたものでございます。

歳入では、事業費の確定や決算見込みにより使用料を600万円、国庫補助金を311万円、市債を1億9,940万円それぞれ減額いたしました。一般会計繰入金は、歳入の減や歳出の増などと連動して事業別に精査し、合わせて2,966万円を計上しました。

以上によりまして、歳入歳出予算をそれぞれ1億7,885万6,000円減額し、歳入歳出予算総額を53億6,410万4,000円としたいものであります。

詳細につきましては企業部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは、事項別明細でご説明申し上げますので、10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。2 款 1 項使用料であります。600 万円の減、しております。公共下水道につきましては、決算見込みによりまして減額をし、農集では、三用地区の 2 処理場の廃止により 300 万円の減、特環下水道では、農集の減額分と同額の 300 万円の追加というふうにするものでございます。

3 款 1 項国庫補助金であります。311 万円の減であります。1 目の特環下水道と公共下水道では、それぞれ事業間での 10 万円の増減調整、2 目の浄化槽につきましては、20 基の整備予定を実績でもって 15 基というふうになりましたので、311 万円の減額であります。

5 款 1 項繰入金であります。2,966 万円の追加であります。説明欄の公共下水道につきましては、歳出の消費税及び流域負担金の追加などによりまして 2,840 万円の追加、農集では、歳入の使用料及び起債の減額によりまして 636 万円の追加、浄化槽では、事業費の減により 510 万円の減額をするものでございます。

8 款 1 項市債であります。1 億 9,940 万円の減であります。1 目の公共、2 目の特環下水道につきましては、事業費の調整後の決算見込みによりまして、公共下水道では 1 億 1,690 万円の減、特環下水道では 380 万円を減額するものでございます。

12 ページ、13 ページをお開きいただきたいと思います。3 目の流域下水道につきましては、新潟県の事業の先送りによりまして 7,410 万円の減額、5 目の浄化槽では、事業の実績によりまして 470 万円の減額と。また、資本費平準化債につきましては、総額に変更はございませんが、事業別の内訳の変更でございます。

14 ページ、15 ページをお開きいただきたいと思います。歳出の 1 款 1 項総務管理費であります。2,544 万円の追加であります。説明欄の下水道一般管理費につきましては、それぞれ決算見込みによります増減額を計上しております。消費税につきましては、3 月の中間納付額の不足額ということで 2,632 万円を増額するものでございます。2 目の説明欄、職員給与費でございますが、給与改定による不足見込み額の計上でございます。

2 款 1 項施設管理費であります。1,558 万円の追加であります。1 目につきましては、六日町浄化センターの流域下水道への流入量の増によりまして、維持管理負担金 1,700 万円を増額するほか、それぞれ決算見込みによる不足額、所要額を計上しております。2 目の説明欄、処理場費でございますが、決算見込みによる不足額 40 万円の計上でございます。3 目及び 4 目につきましては、それぞれ決算見込みによります不用見込み額の減額でございます。

16 ページ、17 ページをお開きいただきたいと思います。3 款 1 項下水道事業費であります。2 億 1,988 万円の減であります。1 目下水道事業費の説明欄、公共下水道事業費につきましては、平成 30 年度の事業費要望額について内示で減額をされた分を含み、決算見込みによりまして不用額 1 億 203 万円の減でございます。特環下水道につきましては、決算見込みにより 603 万円の減、流域下水道及び公共下水道の浸水対策分につきましては、それぞれ新潟県事業の先送りにより減額をするものでございます。3 目であります。浄化槽事業費につ

きましては、事業の実績によりまして1,300万円の減とするものでございます。

4款1項公債費であります。補正額はございませんが、企業債の元金に不足が見込まれるということで、利子の不用見込み額から元金相当分を減額し、同額を元金に計上したものでございます。

戻りまして5ページをお開きいただきたいと思います。繰越明許費について説明いたします。公共下水道事業につきましては、六日町市街地の雨水幹線排水路の改修事業費ということで1億5,800万円、大和クリーンセンターの広域化の調査費ということで1,100万円を平成31年度に繰り越すものでございます。

特環下水道事業につきましては、農集再編事業の中之島地区の工事費2億780万円、城内地区の実設計費として2,000万円を平成31年度に繰り越すものでございます。なお、今回の事業費3億9,680万1,000円は、地方公営企業法施行令第4条5項によりまして、平成31年度下水道事業会計において使用することができるというふうにするものでございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。地方債の補正でございますが、1億9,940万円を減額し、起債総額の限度額を17億8,520万円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第5号議案 平成30年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第16、第6号議案 平成30年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第6号議案 平成30年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、主に決算見込みによる過不足調整を行うものであります。収益的収入及び支出につきましては、収入では、大和病院事業収益を2,129万円増額し、13億5,232万円と

しました。市民病院事業収益は、2億5,193万円を追加し、39億9,763万円として、収入総額を53億4,995万円としました。

支出では、大和病院事業費用に1,800万円を追加し、13億4,902万円としました。市民病院事業費用は、3億5,000万円を追加し44億1,898万円として、支出総額を57億6,800万円としたいものであります。

資本的収支の収入につきましては、大和病院事業において国民健康保険調整交付金の内示により、他会計の繰入金を108万円増額するとともに、訪問歯科診療機器等整備補助金の内示により、県補助金を72万円増額いたしました。市民病院事業では、企業債の償還分の繰入額の調整のため、収益的収支に振り替えたことにより、一般会計繰入金を110万円減額するとともに、国民健康保険調整交付金の内示による28万円の追加により、他会計繰入金を81万円減額しました。

支出につきましては、大和病院事業では、訪問歯科診療機器購入により医療機器等購入費用110万円増額したところであります。

以上により、資本的収入及び支出につきましては、収入では大和病院事業資本的収入を180万円増額、9,517万円としました。市民病院事業の資本的収入は、81万円減額し4億803万円として、収入総額を5億321万円としたいものであります。

支出では、大和病院事業資本的支出に110万円増額し、1億3,300万円として、支出総額を7億3,499万円としたいものであります。

詳細につきましては市民病院事務部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、決定をいただきますようお願いいたします。以上であります。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 第6号議案 平成30年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。実施計画明細書によりご説明申し上げますので、8ページ、9ページをごらんください。

収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、1款大和病院事業収益では、1項医業収益、2目外来収益、1節外来収益におきまして、外来患者数の増によりまして1,600万円を追加計上いたします。3目その他医業収益、2節公衆衛生活動収益におきまして、事業所健診収益及び特定保健指導収益で対象者の増によりまして800万円の追加、3節医療相談収益におきまして、人間ドック収益を300万円減いたしました。

3項医業外収益、2目他会計補助金、2節国保会計補助金におきましては、国保直診施設特別調整交付金の確定によりまして、収入として29万円を追加計上いたしました。以上により大和病院事業収益を2,129万円増額し、総額13億5,232万円といたしました。

移りまして、2款市民病院事業収益では、3項医業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金におきまして、資金不足が見込まれることから2億5,110万円を追加計上し、2節国保会計補助金におきまして、国保直診施設特別調整交付金収入を83万円追加いたしました。以上によりまして、2款市民病院事業収益を2億5,193万円増額し、総額で39億9,763

万円といたしました。

次に下の表に移りまして、収益的収支の支出でございます。支出につきましては、1 款大和病院事業費用では、1 項医業費用 1 目給与費におきまして、職員に係る不足分として 1 節給料では 1,200 万円、2 節手当では 600 万円を増額いたしました。以上により、大和病院事業の支出総額を 1,800 万円増額し、13 億 4,902 万円といたしました。

2 款市民病院事業費用では、1 項医業費用におきまして、1 目給与費 4 節賃金に、非常勤医師賃金の不足分として 1,550 万円を増額し、2 目材料費では、高額医療費の抗がん剤、またリウマチ等に使用する抗体製剤が必要な患者数の増加で、その購入により 1 節薬品費に 1 億 7,500 万円、2 節診療材料費には 7,000 万円の増額、3 目経費では、3 節旅費交通費に非常勤医師旅費として 600 万円、医療機器におきましては、旧六日町病院や大和病院から移設した機器が修繕の必要が生じまして、11 節修繕費に、医療機器等修繕費で 1,200 万円、13 節賃借料に、医療機器借上料 2,100 万円、16 節委託料に、医療機器保守管理委託料で 4,500 万円をそれぞれ増額し、5 目資産減耗費では、決算見込みに基づきまして 300 万円増額、6 目研究研修費では、1 節図書費を 250 万円増額いたしました。以上によりまして、市民病院事業の支出総額を 3 億 5,000 万円増額し、44 億 1,898 万円といたしました。

続きまして 10 ページ、11 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、1 款大和病院事業資本的収入では、2 項 1 目 2 節の国保会計繰入金に国民健康保険調整交付金として 108 万円を追加計上し、3 項 1 目 1 節の県補助金に通院困難な患者に係る訪問歯科診療機器等整備補助金として 72 万円を追加計上いたしました。以上によりまして、大和病院事業資本的収入を 180 万円増額し、総額 9,517 万円といたしました。

2 款市民病院事業資本的収入では、2 項 1 目 1 節の一般会計繰入金において、企業債元金償還分の繰入額を借り入れ実績で算定したことによりまして 110 万円減額し、2 節の国保会計繰入金に国民健康保険調整交付金として 28 万円を追加計上いたしました。以上によりまして、市民病院事業資本的収入を 81 万円減額し、総額 4 億 803 万円といたしました。

次に、資本的収支の支出でございます。支出につきましては、1 款大和病院事業資本的支出では、1 項 1 目 1 節の医療機械等購入費に通院困難な患者に係る訪問歯科診療機器購入費として 110 万円を増額いたしました。以上により、大和病院事業の支出総額を 110 万円増額し、1 億 3,300 万円といたしました。

ページを戻っていただきまして、6 ページ、7 ページをお願いいたします。病院事業の予定キャッシュフロー計算書でございます。6 ページの真ん中辺に小計がございます。これが純粋な意味での営業キャッシュフローになります。その 3 行下、業務活動に係るキャッシュフローは税金支払いも考慮した後の営業キャッシュフローとなっております。

2 番で、投資活動に係るキャッシュフローがございます。7 ページに移りまして、財務活動に係るキャッシュフロー。先ほどの業務活動のキャッシュフローと投資活動によるキャッシュフロー、そして今ほどの財務活動に係るキャッシュフロー、これらを足し込みまして、

下から3行目の資金増——今回は資金減少額ですが、が出ます。期首残高と期末残高の計算になります、といったようなキャッシュフローになってございます。

戻っていただきまして2ページをごらんください。第4条の議会の、議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与分の増額に伴って額を改め、第5条の、たな卸資産購入限度額の補正では、材料費の増額により額を改めるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお願いいたします。この補正やいろいろなところでよく聞く場所ですけれども、9ページの材料費の中の薬品費と診療材料費です。1億7,500万円、診療材料費が7,000万円ということで、説明を聞きますと制がん剤とか高額な薬品とか材料がかかったということですが、それにしても当初予算、4億500万円ぐらいの中で1億7,500万円。今度は超えて5億8,000万円ですよ。今マスコミ等で新しい制がん剤とか、新しい医療技術の導入でお金がかかるというのは、マスコミでも出ているのですけれども、それにしてもこれだけ増えるというのは、もうちょっと説明を加えてもらわなければならないかなという思いがします。これはちょっと個人情報的なこともあるかもしれないので、説明できる範囲で、ちょっとこれほどの増加になった中身をもう少し説明をしていただきたいと思います。材料費も同じですけれども。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 薬品費のほうですが、確かに当初予算で4億500万円、補正で今回1億7,500万円ということで高額になっておりますが、抗がん剤のオプジーボと言われるものが、これが平成29年に確か出たもので、まだ値段がそれほど下がらないということで、そういうものの使用が増えているといたしますか、その患者さんが増えていることによつてということになります。詳細については庶務課長にかかります。

○議 長 市民病院庶務課長。

○市民病院庶務課長 詳細についてご説明申し上げます。ただいま部長が申し上げたオプジーボにつきましては、昨年度もお話があったかと思うのですが、当然、若干、今、薬価は下がっておりますが、依然として高い状態となっております。

また、新たにリウマチの抗体製剤というものも最近処方が増えておりまして、こちらのほうも高額な薬品費ということで、やはりこちらの今回の大幅なアップにつながっております。

診療材料費のほうにつきましては、昨年後半のほうから手術件数が増えまして、特に整形の関係ですが、人工関節とかそういった部分の高額な診療材料費のほうも増えてきた部分が大きく影響しておるところでございます。以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 そういうことだと思いますので、それ以上はこのところでは聞けないのですけれども。じゃあ、それに伴ってこれだけ薬品費、材料費をかけていけば、収入面で、医

療収入のほうでもうちょっと何かこう増える芽が出てきても、私は普通であればいいかなと思うのですけれども、そこら辺はちょっと専門的過ぎて、そうはいかないよということになっているのだろーうと思いますけれども、その辺のことをちょっと教えていただきたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 おっしゃるように、収入のほうにも考えられるところですが、予算の減額調整という中で、財政当局とのやりとりがあるので、減額調整の中で、どうしても収入は収入で、支出は支出と考える中で、今回補正で上がりました薬品費や診療材料費の、ある程度当初予算では抑え込んでいた部分もございます。そういったことで議員が言われるような、何でそこがというところが実際の理由でございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第6号議案 平成30年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 これより、特別会計及び事業会計の当初予算審議に入りますが、各予算は付託議案となりますので、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質問の機会を譲るようお願いいたします。大綱質疑からあまりに逸脱した場合は発言を制限することがありますので、あらかじめご配慮、ご了承をお願いいたします。

○議 長 日程第17、第8号議案 平成31年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第8号議案 平成31年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。平成30年度は歴史的な制度改正が行われ、未知数な部分も多い中でありましたが、若干の保険税率の引き下げを行うことができました。平成31年度の保険税率につきましては、県が示した標準保険税率を参考にして収支見込み額を推計したところ、現行の税率の運営が可能であるというふうに判断をしているところであります。

歳入では、国民健康保険税は前年度比5,137万円減の10億9,652万円を、県支出金は前年度比1億1,503万円減の38億245万円を計上し、繰越金は平成30年度決算見込みにより1,500

万円を計上しました。

歳出では、保険給付費は前年度比 1 億 1,848 万円減の 37 億 5,584 万円を計上、国民健康保険事業費納付金は県の算定に基づき、前年度比 1,465 万円増の 13 億 7,027 万円を計上しました。以上によりまして、歳入歳出予算の総額を前年度比で 1 億 5,600 万円、率にして 2.8% 減の 53 億 4,600 万円としたいものであります。

概要につきましては市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 8 号議案 平成 31 年度南魚沼市国民健康保険特別会計の当初予算の概要につきまして説明を申し上げます。

お手元に配付をしております第 7 号議案から第 14 号議案、資料 1、平成 31 年度当初予算（案）の概要というもの、こちらのほうで説明をさせていただきますのでご用意いただきたいと思っております。この資料の 8 ページをお開きください。まず、歳入でありますけれども、1 款国民健康保険税であります。本年度予算額 10 億 9,652 万円、前年度比 5,137 万円の減となっております。うち、一般の現年分が 2,983 万円、一般の滞納繰越分が 1,537 万円、退職の現年分が 581 万円の減となっております。平成 30 年度の当初予算では、制度改革に伴います保険税率の見直しもあり、保険税総額で 1 億 6,329 万円の大幅な減額を計上したところでありましたけれども、平成 31 年度におきましては、現行税率に基づく収納状況が一定程度明確になりましたことから、調定額、収納率とも当初見込みよりも向上していること、これらも加味をして算定したところでありまして、

被保険者数は、一般退職を合わせて 457 人の減少、1 万 2,431 人というふうに見込んでおります。1 つ飛ばしましてその下、3 款ですが、国庫支出金、前年度は目出しの 1,000 円のみを計上でありましたけれども、本年度はシステム改修関係の補助金が国から直接交付されるということになっておりまして、841 万円を計上しました。

その下、4 款県支出金、1 億 1,503 万円減の 38 億 245 万円、普通交付金が 1 億 1,496 万円の減でありますけれども、これは歳出 2 款の保険給付費の減に伴います減額であります。普通交付金は、市町村が支出をします保険給付費のほぼ全額、出産育児諸費と葬祭諸費を除くほぼ全額について、これを県が補填するというものでありまして、県の医療費推計に基づいて減額計上をするものであります。

5 款連合会支出金は、前年度ほぼ同額の 59 万円、これまでどおり国保連合会から保険事業に対します 100%の補助金であります。

7 款繰入金、1,548 万円減の 4 億 615 万円、保険基盤安定繰入金は 620 万円減の 2 億 8,764 万円で、保険税軽減分が 71 万円、保険者支援分が 549 万円の減となっております。被保険者数の減少及びその総所得額の減少を見込んで算定したものであります。人件費繰入金が 761 万円減の 9,976 万円、人事異動等によります減額であります。

8 款繰越金は、平成 30 年度の決算見込みにおいて前年度同額程度の繰越金が見込まれるた

めに、当初予算におきましては、1,500万円の計上といたしました。

9款諸収入は、246万円の増額であります。国保税の延滞金について、これまでの実績から560万円増の860万円、それから特定健康診査等の自己負担金が、対象者の減少から184万円の減となっております。その下の療養給付費等交付金につきましては、退職者医療に係る被用者保険等からの交付金でありますけれども、平成30年度から県に一括交付をされるという形になっておりまして、平成30年度の当初予算では過年度の精算金分を目出し1,000円のみを計上してございました。本年度以降、平成31年度以降は精算金の収入も見込みがないということから、予算科目から削除をしたということでございます。

その下、歳出であります。1款総務費は、218万円減の1億2,583万円の計上で、職員給与費が761万円の減、一般管理費が542万円の増であります。人事異動に伴います職員給与費の減、システム改修関係委託料の増などがあります。

2款保険給付費、1億1,848万円減の37億5,584万円の計上であります。一般被保険者療養給付費が7,123万円の減、一般被保険者療養費が872万円の減となっております。一般被保険者1人当たりの給付費は、平成30年度実績の5%増を見込んでおりますけれども、被保険者数が381人程度減少する見込みであるため減額計上となっております。退職被保険者につきましては、平成31年度には制度廃止による経過措置が終了するということになりますので、対象者が大幅に減少することから療養給付費で2,536万円の減、高額療養費で818万円の減と見込んでおります。

3款国民健康保険事業費納付金、1,465万円増の13億7,027万円の計上であります。歳入4款の県支出金の財源の1つとなるものでありますけれども、県全体の医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の推計額から県に一括交付をされます国の負担金、交付金あるいは前期高齢者交付金などを差し引いて、市町村が負担すべき金額を算出し、それをそれぞれの市町村の被保険者数、世帯数、医療費のレベル、所得のレベルに応じて配分をされるというものであります。

本年度は、一般被保険者療養給付費分が1,448万円の増、一般被保険者後期高齢者支援金等分が334万円の増、介護納付金分が222万円の減となっております。県全体の1人当たり医療費は、加入者の高齢化等に伴い上昇傾向にあることから、納付金額も毎年上昇していくことが予想されております。

4款保健事業費は、1,161万円の減で5,735万円の計上です。特定健康診査等事業費で933万円の減、医療費通知事業が138万円の減となっております。特定健診の受診対象者は2,088人減少しまして8,100人（3月8日訂正発言あり）、これに伴いまして特定健診の委託料が863万円の減となっております。

飛びまして6款です。公債費、一時借入金利子で33万円減の16万円あります。保険給付費をほとんど全額を県が補填するという制度にかわりましたので、一時借入金の想定額を3億円見込んでおりましたけれども、1億円に引き下げて利子分を算出しております。

その下の7款諸支出金は、340万円の減であります。実績によりまして一般被保険者保険

税の還付金を 300 万円減額いたしました。

8 款予備費は、3,464 万円減の 2,182 万円を計上しました。平成 30 年度は国保の事業費納付金の 4%相当額を計上しておりましたけれども、1%程度の予備費で十分ではないかという判断から減額計上としたものであります。歳入歳出の合計で 53 億 4,600 万円、前年度比 1 億 5,600 万円の減であります。以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 大綱質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 8 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 18、第 9 号議案 平成 31 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 9 号議案 平成 31 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。後期高齢者医療保険料の率は、新潟県後期高齢者医療広域連合におきまして 2 年ごとに見直しが行われるものであります。平成 30 年度において制度発足以来、初めての引き上げが行われ、平成 30 年、平成 31 年度の 2 年度分の料率が決定をされております。均等割額で 3 万 6,900 円、所得割率で 7.4%であります。

歳入では、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金について、歳出では広域連合納付金及び人件費を含む総務費について、いずれも広域連合から示された額をもとに編成しております。なお、平成 31 年度から広域連合への職員派遣を再開することとなっております。

以上により、歳入歳出予算の総額を前年度比 300 万円、率にして 0.5%増の 5 億 6,100 万円としたいものであります。概要につきましては、市民生活部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、決定を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 9 号議案 平成 31 年度後期高齢者医療特別会計の概要説明を行います。先ほどと同じく資料の 1、平成 31 年度当初予算（案）の概要に基づいて説明をさせていただきます。資料の 9 ページをごらんいただきたいと思います。上のほう、歳入の 1 款保険料は、2,052 万円増の 4 億 1,729 万円、平成 30 年度で料率の改定を行いまして、平成 31 年度はそれを据え置いて運営されます。被保険者数は、前年度より 18 人増えまして 9,716 人と見込んでおります。均等割軽減特例の見直し等によりまして、保険料収入が増加になっております。

1 つ飛ばしまして、3 款繰入金、2,569 万円減の 1 億 3,421 万円、保険基盤安定繰入金が 2,235 万円の減となっております。低所得者の保険税を軽減した分を一般会計から補填をす

るというものでありますけれども、均等割軽減特例の見直しによりまして軽減対象者が減少したことに伴います減少であります。そのほか、人件費繰入金は人事異動などにより 207 万円の減、事務費繰入金は、システム改修委託料の減などにより 127 万円の減であります。

4 款繰越金、これは例年、当初予算では目出しの 1,000 円だけを計上しておりましたけれども、平成 31 年度予算から、これまでの実績を踏まえまして 100 万円を計上することといたしました。

5 款諸収入、これが 777 万円増の 838 万円であります。過年度分の保険料の還付金、広域連合補填分が 100 万円の増であります。歳出の 3 款でご説明申し上げますが、保険料の還付金と同じ額を広域連合が補填をするものでありまして、例年 50 万円を計上しておりましたけれども、これまでの実績に基づきまして 100 万円を増額するというものであります。

広域連合派遣職員について、平成 30 年度は派遣をしないという年でありましたけれども、平成 31 年度から派遣を再開いたしますので、派遣職員 1 人分にかかる人件費 677 万円が増加をしております。

平成 30 年度国庫支出金の高齢者医療円滑運営事業費補助金として、システム改修の補助 60 万円が交付をされておりましたけれども、平成 31 年度はその見込みがないために国庫支出金の款を削除いたしました。

続きまして、歳出であります。1 款総務費、382 万円増の 1,998 万円、職員給与費が広域派遣職員 1 人分の増で 470 万円の増、一般管理費 88 万円の減はシステム改修費等の減であります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、182 万円減の 5 億 3,850 万円、保険料収納分、延滞金分、保険基盤安定負担金分の合計額を計上したものであります。歳入で申し上げましたとおり、保険料収納分は 2,052 万円の増になりますけれども、保険基盤安定の保険料軽減分が 2,253 万円の減となりますので、差し引き 182 万円の減ということになります。

3 款諸支出金、100 万円増の 151 万円。歳入で申し上げました、保険料還付金が 100 万円の増であります。これは、亡くなられた方の年金特徴分の過払い分を還付するものでありまして、これは必ず発生をするものであります。これは、今までは見込みで還付をしていた分もあるのですが、見込みでやって還付ができないという場合もまれに発生をしますので、年金機構から還付をしてよいという確定通知が来るのです。その通知が来るまで還付はしないことにしようということで、確実な事務事業をしようという判断のもとで、年度を越して還付をしなければならないという金額が増えたということに基づきます。それが 100 万円。大体毎年 150 万円ぐらいの年度を越した還付が発生しますので、平成 31 年度予算からは 150 万円を計上しようということで増加をしたものであります。

予備費は前年度同額の 100 万円。歳入歳出総額で 300 万円増の 5 億 6,100 万円の計上であります。以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 大綱質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第9号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第19、第10号議案 平成31年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第10号議案 平成31年度南魚沼市介護保険特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。平成31年度は第7期の介護保険事業計画の2年目に当たっております。計画に沿った事業を進めるとともに増大する介護費用を抑制するため、引き続き各種の介護予防事業などに取り組んでまいります。また、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステムの構築に引き続き取り組んでまいります。

歳入では、前年実績に基づき保険料を7,193万円増の14億1,165万円、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金は、保険給付費の増に伴いまして、ルールに基づく負担割合によりそれぞれ増額計上しております。繰入金は、保険給付費等のルールに基づく一般会計費分、人件費分、及び準備基金繰入金として10億912万円を計上いたしました。

歳出では、平成30年度の給付実績を踏まえながら第7期介護保険事業計画に基づく各種サービスの事業費を計上しました。保険給付費は、2億5,153万円増の62億6,920万円、また地域支援事業費は、1,524万円減の2億3,189万円を計上しております。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を前年度比2億4,100万円、率にしまして3.7%増の66億7,600万円としたいものであります。

概要につきましては福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、介護保険特別会計の概要説明をさせていただきます。同じく資料1の10ページをお願いいたします。

歳入から、1款保険料は、第1号被保険者の介護保険料ですが、前年度比5.4%、7,193万円増の14億1,165万円を計上いたしました。第7期介護保険事業計画で定めた基準月額6,351万円を基本として、被保険者数を前年度より317人多い1万8,383人と見込んだことにより増額となりました。

収納率は、普通徴収分を前年度並みの93%、滞納繰越分を前年度実績見込みから30%で見込みました。その結果、現年度特別徴収分7,337万円の増、現年度普通徴収分195万円の減、滞納繰越分が51万円の増での計上となっております。

次に、2款分担金及び負担金であります。湯沢町との共同設置によります認定審査会運営費の湯沢町負担分ですが、実績見込みにより前年度比1.2%、6万円減の532万円を計上い

たしました。

3 款使用料及び手数料は、督促手数料、居宅介護支援事業所と地域密着型サービス事業所等の指定及び更新時の手数料として 21 万円の計上です。

4 款国庫支出金は、前年度比 3.6%、5,471 万円増の 15 億 9,366 万円を計上いたしました。国庫負担金の介護給付費負担金は、サービスの種別により給付費の 15%、または 20%が交付されますが、保険給付費の増に連動し、前年度より 3.9%、4,329 万円増の 11 億 4,599 万円を計上しました。また、国庫補助金のうち調整交付金は、5%相当額を市町村の負担能力によって配分となっており、交付率は前年と同様に 6%と見込みましたが、保険給付の増により前年度比 4.2%、1,509 万円増の 3 億 7,615 万円を計上いたしました。

5 款支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の負担分として、社会保険診療報酬基金から交付されるものでございます。保険給付費の増により 6,791 万円増、地域支援事業費の減により 617 万円の減となることから、計では前年度比 3.7%、6,174 万円増の 17 億 2,451 万円の計上です。

6 款県支出金は前年度比 4.2%、3,715 万円増の 9 億 2,725 万円を計上いたしました。このうち介護給付費負担金は、サービスの種別により給付費の 12.5%、または 17.5%が交付されますが、国庫負担金と同様に保険給付費に連動する形で 4.5%、3,845 万円増の 8 億 9,149 万円で見込みました。また、地域支援事業に対する交付金は、国庫及び支払基金交付金と同様に、日常生活支援事業分及び包括的支援事業分で、それぞれ 285 万円減と 156 万円増で、全体的には 3.5%、129 万円減の 3,575 万円を計上いたしました。

7 款財産収入は、前年度と同様、介護給付費準備基金利子の目出し計上であります。

8 款繰入金は、前年度比 1.6%、1,592 万円増の 10 億 912 万円の計上です。保険給付費に対する一般会計繰入金は、法定の率 12.5%相当額の 7 億 8,364 万円で、3,143 万円の増で見込みました。人件費及び事務費に対する繰入金は、それぞれ前年度比 431 万円の増及び 171 万円増の計上です。なお、介護給付費準備基金からの繰入金は、前年度比 44.3%、2,004 万円減の 2,515 万円を計上いたしました。

9 款繰越金は、前年度同様、目出し計上です。

10 款諸収入は、第 1 号被保険者延滞金、第三者納付金、返納金及び食の自立支援事業、水中運動教室などの地域支援事業の実費徴収金を主な内容として、前年度より 41 万円減の 424 万円の計上でございます。

続いて下の表、歳出になります。1 款総務費は、介護保険課の職員のうち 11 人分の人件費、事務費、認定審査会運営費などの費用を計上しておりますが、前年度比 3.1%、495 万円増の 1 億 6,467 万円の計上です。そのうち職員給与費の 450 万円の増が主な内容となっております。

2 款保険給付費は、前年度比 4.2%、2 億 5,153 万円増の 62 億 6,920 万円を計上いたしました。この保険給付費は、介護保険事業の 94%を占め、各種の介護サービス及び介護予防サービスの提供に伴い支出する額であり、平成 30 年度に第 7 期計画で実施した施設整備に伴い、

全体のサービス量も増え給付費も増額となっております。

平成 31 年度予算では、総体的には、要介護認定者数の推移見込みや、計画に基づくサービスについて、前年度実績等を考慮した事業量の見込みにより算定しております。それにより居宅介護サービス給付費が、前年度比 1.6%、3,259 万円増の 21 億 1,885 万円、地域密着型介護サービス給付費が、4.5%、5,242 万円増の 12 億 1,801 万円、施設介護サービス給付費が、7.0%、1 億 4,033 万円増の 21 億 5,688 万円、居宅介護サービス計画給付費が、3.5%、974 万円増の 2 億 8,891 万円の計上でございます。また、介護予防サービス給付費は、前年度比 13.2%、766 万円増の 6,575 万円、特定入所者介護サービス費が、2.5%、632 万円増の 2 億 6,312 万円の計上でございます。

3 款地域支援事業費は、前年度比 6.2%、1,524 万円減の 2 億 3,189 万円を計上いたしました。介護予防サービス事業から地域支援事業費への移行分について、前年の実績見込みにより減額となっております。主なものとしまして、通所型サービスが 1,908 万円、訪問型サービスが 240 万円の減となっております。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、事務職の人員増による人件費 875 万円の増、在宅医療・介護連携推進事業費は、臨時職員減により 205 万円の減額計上でございます。

4 款諸支出金は、第 1 号被保険者保険料還付金で、前年度比 3.5%、5 万円減の 139 万円の計上です。

5 款基金積立金は、収支の調整分として 482 万円の計上でございます。

6 款予備費は、前年度と同額の 400 万円の計上でございます。

概要説明は以上になります。

○議 長 大綱質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 10 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 20、第 11 号議案 平成 31 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 11 号議案 平成 31 年度南魚沼市城内診療所の特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。城内診療所は、これまで所長を中心として非常勤の先生方からご支援をいただきながら、昨年度からは完全な無床の診療所として外来診療のみを行っております。平成 31 年度は引き続き経費削減に務めながら、地域に必要なかかりつけ医療機関として安心・安全な医療の提供に努めてまいります。また、効率的な運営のために原則として第 2 及び第 4 土曜日を診療日といたします。

予算につきましては、歳入では前年度実績に基づき、外来収入を前年度比 8.9%減の 4,485 万円、健診や予防接種などのその他の診療収入を前年度比 4.8%増の 934 万円と見込んでおります。

歳出では、診療所の運営経費について、医事業務を業者委託から臨時職員による直営に変更するなど経費節減に努め、総務費を前年度比 4.1%減の 9,400 万円、医業費を前年度と同額の 799 万円計上としました。なお、収入見込みにより支出に不足する額 4,700 万円につきましては、一般会計からの繰入金として昨年と同額を計上いたしました。

以上により、歳入歳出予算総額を前年度比よりも 400 万円、率にして 3.7%減の 1 億 300 万円としたいものであります。

概要につきましては福祉保健部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、城内診療所特別会計の概要についてご説明いたします。同じく資料の 11 ページをお願いいたします。まず最初、歳入でございます。1 款診療収入は、前年度比 6.8%、393 万円減の 5,419 万円を計上いたしました。外来収入は、外来診療日を 276 日とし、患者数を 1 日当たり 26 人、年間 7,176 人で見込みました。患者数の減により 8.9%、436 万円の減額計上でございます。

その他の診療収入としまして、前年度実績に基づき健康診断収入を諸検査等収入として 402 万円、及び高齢者のインフルエンザ予防接種料等をその他収入として 532 万円計上し、934 万円を見込みました。

2 款使用料及び手数料は、健康診断書及び主治医意見書等の作成手数料で、実績に基づく見込みにより、前年度比 13.6%減の 41 万円の計上です。

3 款財産収入の 91 万円は、南魚沼市社会福祉協議会への施設の一部貸し付けによる財産貸付収入で、前年度と同額です。

4 款繰入金は、歳入歳出の不足分に対する一般会計からの繰り入れですが、前年度と同額の 4,700 万円の計上です。

5 款繰越金は、目出し計上です。

6 款諸収入 48 万円は、社会福祉協議会への施設の貸し付けに伴う、光熱水費の負担金収入が主な内容で、前年度同額の計上であります。

続きまして下の表、歳出をお願いいたします。1 款総務費は、診療所の運営に係る正職員 4 名、医療職の臨時及び非常勤職員の人件費、及び施設管理に要する経費になります。前年度比 4.1%、400 万円減の 9,400 万円を計上いたしました。

減額の要因は、職員給与費が職員構成から 203 万円減額になったこと、及び一般管理費が、診療所運営に係る医事業務委託を直営に切りかえたことによる減を主な要因に、196 万円の減額計上といたしました。

2 款医業費は、医療用機械の管理、借り上げ、購入等と医薬材料費に係るものでござい

すが、前年度実績に基づき、医療用機械器具費に 399 万円、医療用衛生材料費に 400 万円の
前年度と同額の 799 万円の計上でございます。

3 款諸支出金は、還付金、繰出金とも目出し計上でございます。

4 款予備費は、前年と同額の 100 万円を計上いたしました。

概要説明は以上になります。

○議 長 大綱質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 11 号議案は、社会厚生委員会に付託します
ので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 21、第 12 号議案 平成 31 年度南魚沼市水道事業会計予算を議題と
いたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 12 号議案 平成 31 年度南魚沼市水道事業会計予算につつま
して、提案理由を申し上げます。平成 31 年度予算は、業務予定量を給水件数で 2 万 3,900 件、
給水人口を 5 万 5,650 人、年間総給水量を 617 万 9,000 立方メートル、主要建設改良事業費
を 6 億 5,956 万円と見込み、編成をいたしました

収益的収入及び支出につきましては、収入では給水収益 16 億 217 万円、一般会計補助金 2
億 486 万円など、収入合計は前年比で 1.9%減の 21 億 6,332 万円を計上しています。

支出では、営業費用として施設管理費や事業費など 17 億 5,506 万円、営業外の費用として
企業債利息や消費税など 2 億 3,471 万円を計上し、支出合計は前年比 1.5%減の 20 億 27 万
円を計上しています。収益的収支の差し引きでは、税込みで 1 億 6,304 万円の純利益を見込
みました。

資本的収入及び支出につきまして申し上げます。収入では、企業債や一般会計出資金など
前年比 3.3%減の 6 億 7,840 万円を計上しています。支出では、建設改良費 6 億 6,406 万円、
企業債元金の 11 億 8,425 万円など、前年比で 3.5%増の 18 億 5,332 万円を計上しました。
収入が支出に不足する額、11 億 7,492 万円は損益勘定留保資金等で補填をすることとして調
製をしております。

主な事業といたしましては、老朽施設の改築、更新及び非常用水源確保、さらに国庫補助
事業として病院、指定避難所など重要給水施設への配水管の耐震化事業に着手をいたします。

今後は、一般会計繰入金や資本費平準化債などが大きく減少し経営悪化が見込まれるとい
うこともありまして、なお一層の経営合理化に取り組んでまいります。

概要につきましては水道事業管理者に説明をさせますので、よろしくご審議の上、決定を
賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは、平成 31 年度水道事業会計予算の概要についてご説明を申し上げます。はじめに総括的な事項について説明をいたします。本年度の業務予定量等につきましては、市長が今ほど説明をしたとおりでございますが、給水収益、水道料金収入につきましては、平成 30 年 11 月までの実績で平成 29 年度とほぼ同額で推移をしているということと、給水件数の伸びなどを勘案しまして、年間有収水量を前年比 1.0%増の 617 万 9,000 立方と見込んでおります。

建設改良費では、非常用水源事業や老朽管更新事業のほかに、今年度、平成 31 年度より災害時のリスク回避のための重要給水施設への配水管布設替事業に着手をしております。

次に 6 ページ、7 ページをお開きいただきたいと思います。水道事業予算の実施計画についてご説明申し上げます。はじめに 6 ページ、収益的収支であります。収入でございますが、営業収益では先ほどの説明のとおり、料金収入で前年比 0.7%増の 16 億 217 万円を計上し、営業外収益は、高料金分が算定基準の引き下げによりまして大きく減額となりまして、前年比 16.1%減の 4 億 9,339 万円、特別利益では、引当金の戻入としまして 4,030 万円を計上し、収入合計では前年比 1.9%減の 21 億 6,332 万円と見込んでおります。

支出であります。営業費用につきましては、ほぼ前年並みの 17 億 5,506 万円の計上、営業外費用でございますが、利息の減などで前年比 13.8%減の 2 億 3,471 万円の計上、支出合計では、前年比 1.5%減の 20 億 27 万円の計上でございます。消費税込みの収支では、1 億 6,304 万円の純利益を見込んだところでございます。

7 ページの資本的収支でございます。収入であります。生活基盤施設耐震化補助金が 1,100 万円の皆増となっております。一般会計出資金では、昨年比ほぼ半減の 2,129 万円、企業債でも資本費平準化債の減などによりまして、収入合計では前年比 3.3%減の 6 億 7,840 万円と見込んでおります。

支出でございます。新設改良費の配水管布設・更新事業費は、ほぼ前年並みで計上したほか、新規事業としまして重要給水施設への配水管布設替事業として 5,000 万円、それから非常用水源事業費 7,550 万円など、前年比 22.9%増の 6 億 5,956 万円の計上。一方、企業債償還金では、前年比 4.9%減の 11 億 8,425 万円となり、支出合計では前年比 3.5%増の 18 億 5,332 万円の計上でございます。

資本的収入が資本的支出に不足する額、11 億 7,492 万円につきましては、損益勘定留保資金等で補填し調製をしたところでございます。

次に水道事業の経営状況についてご説明申し上げます。8 ページをお開きいただきたいと思います。平成 31 年度のキャッシュフローでございますが、業務キャッシュフローでは純利益及び引当金の減、投資キャッシュフローでは有形固定資産取得による支出の増、財務キャッシュフローでは一般会計出資の減などによりまして、平成 31 年度中の資金は、1 億 2,671 万円減少し、平成 31 年度期末資金残高は 26 億 3,374 万円と見込んでおります。

21 ページをごらんいただきたいと思います。平成 30 年度予定損益計算書でございますが、

本業であります水道事業の営業収支では、営業費用が営業収益を上回る状況が続いております。平成30年度では1億3,424万円の損失となる見込みでございます。営業外収支では3億6,332万円の黒字となり、営業損失との差し引きであります経常利益は、2億2,908万円となり、平成30年度末未処分利益剰余金は19億6,610万円を見込んでいます。以上で説明は終わります。

○議 長 大綱質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第12号議案 平成31年度南魚沼市水道事業会計予算案に対する大綱質疑を行います。

事業管理者のほうからも述べられましたが、給水人口5万5,650人、昨年より630人減であります。しかし、年間の総給水量は617万9,000立米、昨年より6万8,600立米増であります。しかるに営業収益16億2,961万円に対して営業費用は17億5,506万円、事業管理者が言ったとおりであります。さらに企業債6億1,460万円、建設改良費6億6,406万円、企業債償還金11億8,425万円で組まれた当初予算であります。大変厳しい予算が、毎年のものでありますけれども、組まれましたが、3点について伺うものであります。

1点目が、畔地の浄水場の長寿命化を図りながら、集中配水方式から地域別配水方式への転換を念頭に財政シミュレーションをしているわけでありまして、畔地の浄水場のダウンサイジングと、かねがね当クラブでも申し入れしております、小水力発電導入などの費用と地域別配水方式との比較を行った上での予算なのかどうかということでありまして。

2点目が、収入確保のためには有収率の向上であります。そのための漏水対策が、この平成31年度効果を上げられるものになっているのかどうか。

3点目が、本年10月に予定されている消費税率の改定であります。会計に及ぼす負担が大きくなることが予想されるわけでありまして。市が行っております福祉減免であったり、市長公約での引き下げなどへの影響が出るのではないかと。大変心配しているところでありまして、資金繰りについて伺うものであります。以上、3点であります。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 まずはじめに、1点目でありまして、浄水場のダウンサイジングと小水力発電などの費用比較についてということでございます。まずはじめに小水力発電についてご説明申し上げますが、小水力発電につきましては、今まで3件の事業提案がございました。その中でもいずれも費用対効果としましては、20年程度の年数が必要だというような結論になっておりますので、非常に事業費が多くなるということと、それから収益が出るまでに20年以上の費用が必要だということを踏まえると、今現在、小水力発電を事業化するというような考え方にはまだ至っておりません。

浄水場のダウンサイジングということでありまして、平成28年度に経営戦略を策定しておりますが、その中では3とおりのシミュレーションをしております。今現在の浄水場を現状のまま維持していった場合、それから現状規模にダウンサイジングをした場合の状況、そ

れから最終的には浄水場を廃止して地域別配水方式に変更した場合ということでシミュレーションしております。そして、今回平成 30 年度でその経営戦略を見直したところでありますけれども、その中でも 2 とおりで、今現在の浄水場を 10 年程度延命化した後に廃止して、地域別配水方式にする場合の費用比較、それから現状規模に今の浄水場をダウンサイジングした場合の費用比較ということで 2 とおりのシミュレーションをしたところであります。

数字についてはここでは詳しく申し上げますが、現状規模にダウンサイジングをした場合と地域別配水方式では、事業投資額、それから平成 40 年度の企業債の残高、それから留保資金の状況、いずれも地域別配水方式としたほうが、非常に有利な状況であるというような結論になっておりますので、こうした費用対効果について十分検証した上で、最も効率的な手法での水道事業の運営としていきたいというふうに考えております。

2 点目であります。有収率の向上と漏水対策についてということであります。もちろん、漏水については、発見次第すぐに今、修理をしているというようなことでございますが、修理をしても有収率を大きく向上させるまでには今のところは至っていません。平成 29 年度の数字であります。南魚沼市では有収率が 81.3%、それから全国平均では 89.9%、それから類似団体では 87.3% ということで、いずれも全国平均あるいは類似団体と比較をして、6%、7% ぐらい南魚沼市は率が低くなっているということでもあります。

この原因を探っているところでありますが、一番大きな原因は漏水が大きな原因だろうというふうには思っておりますが、はっきりまだこの原因が私どものほうでつかめておりません。本年度、平成 31 年度については、配水池の流量計——いわゆる配水池から水がこう出ていく、その流量をはかる流量計の交換とかそういったものをやりながら、あるいは漏水の修繕等やりながら、全国平均と私どもの市の有収率の差について明確な原因を探っていきたいというふうに考えております。

それから、消費税率の関係であります。仮に 10 月の 2% の消費税率のアップ、これを据え置いた場合、水道事業への影響は約 2,900 万円というふうに推測をしているところでございます。今回、平成 30 年度の経営戦略の改定の中では、消費税率は 8% のままでシミュレーションをしているということでありまして、福祉減免等への影響、あるいは資金繰り等の影響については、今回、改定をした経営戦略の財政計画上では、大きな影響はないものというふうに考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 12 号議案は、産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 22、第 13 号議案 平成 31 年度南魚沼市病院事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長　それでは、第 13 号議案 平成 31 年度南魚沼市病院事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。平成 31 年度予算につきましては、魚沼基幹病院や周辺医療機関と連携、機能分担を図りながら、常勤医師をはじめ看護師及び医療技術職員の確保に努め、市民生活に密着した医療を安定的に提供することを目標に編成いたしました。

収益的収支につきましては、大和病院事業では、収入において医業収益と介護保険収益の合計 11 億 3,643 万円に、医療外収益等 2 億 4,694 万円を加えた総額 13 億 8,338 万円といたしまして、支出では、医業費用 13 億 4,930 万円に医療外費用等を加え、収入総額と同額の 13 億 8,338 万円を計上しております。

市民病院事業では、収入において医業収益と介護保険収益の合計 36 億 5,141 万円に、医療外収益等 3 億 2,823 万円を加えた総額で 39 億 7,964 万 7,000 円としました。支出では、医業費用 42 億 7,386 万円に医療外費用等を加えた総額 43 億 1,388 万円とし、差し引き 3 億 3,423 万円の赤字額を計上しております。

次に資本的収支についてであります。大和病院事業の収入では、医療機器購入に係る企業債に一般会計繰入金等を加えた総額 7,650 万円とし、支出では、医療機器等の購入費に係る建設改良費に企業債償還金を加えた総額 1 億 698 万円とし、差し引きで 3,047 万円の赤字額を計上しております。市民病院事業の収入では、医療機器購入等に係る企業債に一般会計繰入金及び 17 号バイパスの関連配水施設に係る補償金等を加えた総額 2 億 9,409 万円とし、支出では、17 号バイパス関連配水設備施設の工事費、医療機器等購入費及び車両購入費に係る建設改良費に企業債償還元金を加えた総額 4 億 7,618 万円とし、差し引き 1 億 8,209 万円の赤字額を計上しています。

資本的収支における不足額 2 億 1,256 万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填をすることとしたいものであります。

概要につきましては市民病院事務部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長　本日の会議時間は、日程第 23、第 14 号議案までとしたいので、あらかじめ延長しますのでよろしくお願いいたします。

○議長　市民病院事務部長。

○市民病院事務部長　それでは、概要説明を申し上げます。1 ページをごらんください。第 1 条、総則でございます。第 2 条、業務の予定量についてです。病床数につきましては、一般病床のみで、大和病院 45 床、市民病院 140 床でございます。年間患者数につきましては、実績等から推計しまして入院では、大和病院 1 万 4,100 人、病床利用率を 85.6%と見込んでおります。市民病院では、前年比で 100 人増としまして 4 万 4,300 人、病床利用率を 86.4%と見込みました。外来では、大和病院、前年比 1,400 人増としまして 4 万 1,200 人。市民病院で 8,850 人増で 13 万 3,900 人と見込みました。1 日平均患者数は記載のとおりでございます。

第 3 条、収益的収入及び支出、及び 2 ページの第 4 条、資本的収入及び支出につきまして

は、実施計画で説明いたします。

6 ページをお願いいたします。まず、収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入におきましては、1 款大和病院事業収益では、前年度比 3.9% 増の総額 13 億 8,338 万円を計上いたしました。1 項医業収益では、第 2 条 業務の予定量の年間患者見込み数から、前年度比 6.8% 増の 11 億 712 万円とし、2 項介護保険収益では、前年実績を考慮し、前年度比 6.0% 減の 2,931 万円を見込みました。

3 項医業外収益では、一般会計補助金——5.6% 減ですが——の減額等により、前年度比 6% 減の 2 億 4,694 万円としています。また、4 項特別利益は、目出しのみとなっております。

2 款市民病院事業収益では、前年度比 6.2% 増の総額 39 億 7,964 万円を計上いたしました。1 項医業収益では、年間患者数等の見込みから、前年度比 5.7% 増の 35 億 9,056 万円とし、2 項介護保険収益では、前年度実績を考慮し、前年度比 71.2% 増の 6,085 万円を見込みました。

3 項医業外収益では、一般会計補助金の増により、前年度比 4.5% 増の総額 3 億 2,822 万円としました。

7 ページをごらんください。支出についてご説明申し上げます。1 款大和病院事業費用では、前年度比 3.9% 増の総額 13 億 8,338 万円を計上いたしました。

1 項医業費用では、前年度比 4.2% 増の 13 億 4,930 万円としました。内訳は、1 目給与費で、看護師やリハビリ職員など在宅復帰を支援する職員の増員によりまして、前年度比 4.6% の増、2 目材料費では診療実績及び患者数の増により 0.3% の増、3 目経費では、市民病院からの医師派遣に係る負担金の増等により 4.4% の増、4 目減価償却費では、耐用年数の経過した医療器械を更新したことなどによりまして 4.6% 増、5 目資産減耗費では、実績に基づき前年度と同額とし、6 目研究研修費では、実績に基づき 3.6% 減を見込みました。

2 項医業外費用では、実績に基づき、前年度比 5.3% 減の 3,207 万円を計上しました。

2 款市民病院事業費用では、前年度比 6% 増の総額 43 億 1,388 万円を計上いたしました。1 項医業費用では、前年度比 6.1% 増の 42 億 7,386 万円としました。内訳は、1 目給与費で、職員増加により前年度比 5.1% の増、2 目材料費では、高額な薬品費や手術関係の診療材料費の増によりまして 7.3% の増、3 目経費では、非常勤医師の増に伴う旅費の増、元号改定に伴うシステム改修や人件費増に伴う委託料の増等によりまして 10.6% の増、4 目減価償却費では 3.3% の増、5 目資産減耗費は、決算見込みによりまして 50% の増、6 目研究研修費は、実績から 2.7% の減としました。

2 項医業外費用では、企業債利息の一部償還終了に伴う減、一時借入金の借りかえ金利の見直しに伴う減によりまして、前年度比 3.7% 減の 3,801 万円と見込みました。

これらにより収益的収支差し引きでは、大和病院事業で収支同額、市民病院事業で 3 億 3,423 万円の赤字と見込んでおります。

8 ページをごらんください。資本的収入及び支出についてです。まず収入におきまして、1 款大和病院事業資本的収入は、支出における医療器械購入の財源としての企業債、企業債

償還元金のルール分としての繰入金等を計上し、前年度比 18.1%減で総額を 7,650 万円といたしました。

2 款市民病院事業資本的収入においては、医療器械購入等の財源としての企業債、企業債償還元金のルール分としての繰入金及び 17 号バイパス関連補償金を計上し、前年度比 28.1%減、総額を 2 億 9,409 万円といたしました。

次に、支出についてです。1 款大和病院事業資本的支出では、1 項建設改良費に、医療器械等購入費及び車両購入費として計 4,150 万円を計上し、2 項企業債償還金に 6,548 万円を計上し、前年度比 18.9%減、総額を 1 億 698 万円といたしました。

2 款市民病院事業資本的支出では、1 項建設改良費に、17 号バイパス関連排水設備施設工事費、医療器械等購入費、及び車両購入費として計 1 億 1,820 万円、2 項企業債償還金に 3 億 5,798 万円を計上し、前年度比 20.9%の減で総額を 4 億 7,618 万円といたしました。

これらにより資本的収支差し引きでは、大和病院事業で 3,047 万円の赤字、市民病院事業では 1 億 8,209 万円の赤字となりまして、病院事業全体では 2 億 1,256 万円の不足と見込んでおります。この不足額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するという考えでございます。

9 ページをお願いいたします。平成 31 年の予定キャッシュフローになっております。業務活動におけるキャッシュフロー、これは業務活動の結果をもたらせる、本業における資金の動きでございます。投資活動によるキャッシュフロー、設備投資など将来に向けた投資の内容です。財務活動は資金調達活動、ここで業務活動によるキャッシュフロー 2 億 4,948 万円と、投資活動によるキャッシュフロー 7,900 万円を足しました、3 億 2,840 万円ほどがフリーキャッシュフローということになります。財務活動のキャッシュフローが三角、マイナスの 4 億 7,836 万円となります。資金は減少額で期首残高に足し込みまして、期末残高で 2 億 8,500 万円ほどということでございます。

10 ページからは給与費明細書、18 ページは予定貸借対照表、20 ページは平成 30 年度の予定損益計算書等となってございます。

2 ページに戻っていただきたいと思っております。最下段にあります、第 5 条企業債、次のページ、第 6 条一時借入金、第 7 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第 8 条たな卸資産購入限度額につきましては、ごらんのとおりとなってございます。説明は以上でございます。

○議 長 大綱質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 13 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 23、第 14 号議案 平成 31 年度南魚沼市下水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 14 号議案 平成 31 年度南魚沼市下水道事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

平成 31 年度予算は、業務予定量を接続戸数 1 万 4,049 戸、年間総有収水量 593 万 5,688 立方メートル、主要建設改良事業費を 9 億 4,016 万円として編成いたしました。収益的収入及び支出につきましては、収入では営業収益として使用料 11 億 3,610 万円、一般会計負担金 2,442 万円など、営業外収益として一般会計補助金 8,887 万 6,000 円、長期前受金 13 億 3,926 万円などを見込み、収入合計で 33 億 9,098 万円を計上しています。

支出では、営業費用として施設管理費や事業費及び減価償却費など 29 億 327 万円を計上し、営業外費用として企業債利息や消費税など 4 億 3,234 万円を見込み、支出合計で 33 億 7,762 万円を計上しています。収益的収支差し引きでは、税込み 1,336 万円の純利益を見込んでおります。

資本的収入及び支出につきましては、収入で企業債 14 億 8,500 万円、一般会計出資金及び補助金で 8 億 3,981 万円、国庫補助金 2 億 7,000 万円など、収入合計で 26 億 4,236 万円を計上しました。支出では、農集の流域下水道編入の管渠布設工事やマンホール蓋の更新事業費などの建設改良費で 9 億 4,016 万円、企業債償還金 24 億 3,831 万円など、支出合計で 33 億 8,347 万円を計上しています。

収入が支出に不足する額、7 億 4,111 万円は、損益勘定留保資金等で補填することとして調整しています。下水道事業会計は公営企業会計適用初年度であり、年度中の資金不足が懸念をされますが、収支状況について常に確認をしながら、一時借入金などによりまして事業運営資金に不足が生じないように努めてまいります。

概要につきましては企業部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、決定を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは、平成 31 年度下水道事業会計の予算概要についてご説明申し上げます。はじめに、総括的な事項について説明を申し上げます。本年度の業務予定量については、今ほど市長が申し上げたとおりでございます。予算書の 2 ページをお開きいただきたいと思います。平成 31 年度からの公営企業会計移行に伴いまして、平成 30 年度下水道特別会計は 3 月末をもって決算を打ち切り、決算時点での未収金及び未払金については、本予算の第 4 条の 2 としまして、未収金を 1 億 3,731 万円、未払金を 4 億 3,589 万円として計上しております。また、第 6 条でございますが、年度中の資金不足への対応ということで、一時借入金の限度額を 20 億円と定めております。

それでは、平成 31 年度の予算の実施計画に基づきましてご説明申し上げます。6 ページ、7 ページをお開きいただきたいと思います。6 ページ、収益的収支について説明申し上げます。

すが、収入であります。営業収益としましては、使用料が前年比 1.2%増の 11 億 3,610 万円、一般会計からのルール分雨水処理負担金 2,442 万円など、11 億 6,056 万円を計上いたしました。営業外収益では、一般会計補助金で 8 億 8,876 万円、長期前受金の戻入額 13 億 3,926 万円など 22 億 3,042 万円を計上し、収入合計では 33 億 9,098 万円と見込んでおります。

支出であります。営業費用としまして、管渠費及びポンプ場費は、前年比 1.8%増の 1 億 1,529 万円、処理場費は、流域下水道維持管理負担金などの増によりまして、前年比 5.9%増の 5 億 8,768 万円、浄化槽費につきましては前年比 2.7%増の 5,983 万円、総係費でございますが、これにつきましては人件費について資本的支出と分割計上していることによりまして、正確な比較はできませんが、引当金の計上等により若干の増額計上としているところでございます。

営業外費用では、支払利息で前年比 8.4%減の 4 億 2,233 万円などを計上し、支出合計では、33 億 7,762 万円の計上でございます。消費税込みの収支では、1,336 万円の純利益を見込んでいるところでございます。

次に 7 ページであります。資本的収支であります。収入につきましては、企業債が 14 億 8,500 万円、一般会計出資金及び補助金で 8 億 3,981 万円、国庫補助金 2 億 7,000 万円など、合計で 26 億 4,236 万円と見込んだところでございます。

支出では、事務費としまして 3,367 万円、建設改良費 7 億 7,171 万円、流域下水道建設負担金で 1 億 3,476 万円、企業債償還金 24 億 3,831 万円など、支出合計では 33 億 8,347 万円を計上し、収入が支出に不足する額 7 億 4,111 万円につきましては、損益勘定留保資金等で補填し調製をしたところでございます。

次に経営状況の見込み及び資金の状況等についてご説明申し上げます。8 ページをごらんいただきたいと思っております。平成 31 年度の予定キャッシュフロー計算書でございます。業務キャッシュフローでは、非常に多くの資産を有する割に本業であります、利益幅は非常に少ないというような状況になっておりまして、投資キャッシュフロー及び財務キャッシュフローのマイナス補填は、一般会計繰入金に依存している状況となっております。平成 31 年度中の資金につきましては 3 億 3,761 万円の減少となり、年度末資金残高を 4,460 万円と見込んだところでございます。

20 ページをごらんいただきたいと思っております。平成 31 年度の予定開始貸借対照表でございます。平成 30 年度までの資産台帳整備を行ってまいりまして、それによりまして有形あるいは無形固定資産の状況につきましては、記載のとおりとなっております。

流動資産につきましては、打ち切り決算時の決算額の計上、固定負債につきましては、下水道企業債残高、流動負債については、本年度企業債償還額及び打ち切り決算時の未払金等を計上し、繰延収益につきましては長期前受金累計額の計上でございます。

以上によりまして、資産合計及び負債資本合計は、それぞれ 585 億 5,083 万円で一致をしているものでございます。

平成 31 年度下水道事業会計予算の説明については以上でございます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 14 号議案 南魚沼市下水道事業会計予算案に対する大綱質疑を行います。

企業会計に移行して初めての予算案であります。企業部長が申したように、有形固定資産 550 億 7,682 万円、無形固定資産 29 億 5,369 万円という巨大企業が誕生したわけであります。固定負債 258 億 534 万円、流動負債 28 億 7,420 万円とこれまた巨額であります。接続戸数 1 万 4,049 戸、営業収益 11 億 6,056 万円に対して営業費用 29 億 327 万円であります。企業債 14 億 8,500 万円、建設改良費 9 億 4,016 万円に対して、企業債償還 24 億 3,831 万円の予算であります。水道会計以上に大変厳しい船出となっておりますけれども、3 点について伺うものであります。

1 点目が、歳入確保であります。歳入確保のための取り組み、これは接続数を増やすことしかないのではないだろうかということであります。

2 点目は、歳出の抑制、経費節減の取り組みでありますけれども、これもまた不明水対策これ以外にはないのではないかとということであります。

3 点目が、今後も廃止をされる農業集落排水施設の再利用でありますけれども、それについては協議はどの程度進んでいるのか、この 3 点を伺うものであります。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは、1 点目であります。歳入増には接続数を増やすしかないのではないかとということであります。ご指摘のとおり、下水道事業の収益的収入の中で自主財源と言えるものは使用料収入だけだというふうに考えております。平成 29 年度の実績での水洗化率は 90.1%というふうになっております。仮にこの 90.1%が 100%というふうになったとしても、使用料の収入については上限が 12 億 6,000 万円程度ということになります。この 12 億 6,000 万円では、減価償却を除いたとしても営業費用と営業外費用を賄いきれないというような状況になっております。そういったことで、すぐに下水道事業として自立運営ができる状況では今のところはないというふうに認識をしております。したがって、下水道事業会計にとって一般会計との連携調整というのは、非常に必要不可欠なことだというふうに認識をしております。

それから、2 点目であります。歳出の抑制、経費削減で、不明水対策以外にあるのかということでもあります。削減につきましては、不明水をなくすということが非常に大きなウエイトを示すということはもう言うまでもございませんが、不明水については、しかしながら 100%なくすということは非常に難しい状況であるということも、またそういうふうな状況であります。

今現在、重点的に進めている事業としましては、農集の再編事業でありまして、これは平成 33 年度の事業完了で予定をしておりますが、事業完了後につきましては、10 か所の処理場を廃止できるということで、維持管理経費で事業完了後については年間 5,000 万円程度の

削減が可能となると見込んでいます。

そしてまた、大和のクリーンセンターにつきましても、最終的には流域下水道への編入ができるかどうかということ、今、本年度、調査しておりまして、維持管理経費を削減していくという中では、できるだけ施設あるいは設備関係、こういったものを少なくするということが経費削減につながるものだというふうにご考えているところでございます。

それから、農集処理場の再利用についてということですが、農集については11か所の処理場中、先ほど申し上げましたように10か所の処理場について、平成33年度までに廃止をしたいというふうに行っているところでございます。今まで、平成30年度までで3処理場を既に廃止しておりまして、順次、中之島地区の3処理場、五十沢地区では2処理場、城内地区では2処理場を廃止する予定としております。この中で舞子処理場、五十沢西部処理場、大巻処理場については、水道の水源の深井戸の掘削用地ということで予定をしておりますが、ほかの7か所については、昨年以降からずっと検討はしておりますが、今現在まだ具体的な内容までには煮詰まっております。

いずれにしましても、この農集の処理場を文書庫なり、あるいは倉庫なりに改修をするにしても数千万円の費用がかかるというようなことで、現実的にはなかなかすぐに再利用の方向が定まるといふふうには考えておりませんが、できるだけ早く再利用の方向を見つけていきたいというふうにご考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第14号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は2月26日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後5時15分〕